

令和8年第1回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び散会 令和8年3月10日 午前10時00分 開会  
午後 4時03分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員13名

1番 福本善之	2番 木村公
3番 靄本義明	4番 速水一生
5番 西川善浩	6番 杉本訓規
7番 梨本洪珪	8番 吉村始
9番 奥本佳史	10番 谷原一安
11番 川村優子	12番 増田順弘
13番 藤井本浩	

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	東錦也
教育長	椿本剛也	企画部長	高垣倫浩
総務部長	林本裕明	財務部長	内蔵清
市民生活部長	西川勝也	都市整備部長	安川博敏
産業観光部長	植田和明	保健福祉部長	中井智恵
こども未来創造部長	葛本章子	教育部長	勝眞由美
上下水道部長	吉田和裕		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	米田匡勝	書記	神橋秀幸
書記	西邨さくら		

6. 会議録署名議員 8番 吉村始 9番 奥本佳史

7. 議事日程

日程第1 一般質問

開 会 午前10時00分

**増田議長** ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、これより令和8年第1回葛城市議会定例会第3日目の会議を開きます。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきを願います。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきを願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、ペーパーレス会議システム等で配付しておるとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに、1番、福本善之議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

1番、福本善之議員。

**福本議員** 皆様、おはようございます。福本善之でございます。ただいま議長から許しを得ましたので、これより、マイナンバーカード、保険証の保管方法と不具合による再発行についてとフレイル予防について、2点、一般質問をさせていただきます。

これからの質問は質問席にて行います。よろしく願いいたします。

**増田議長** 1番、福本善之議員。

**福本議員** 改めまして、おはようございます。まずは、マイナンバーカード、保険証の保管方法と不具合による再発行について質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

病院等の受診におきましては、マイナンバーカードをマイナ保険証として使用することが基本的な仕組みとなり、市民の方がマイナンバーカードを使用することが一般的となりました。そこで、まず、カードを紛失や損傷した際の再発行手数料について教えてください。また、再発行にかかる期間とマイナンバーカード再発行中のマイナ保険証の代わりは、資格確認書を提示するのか、教えてください。

**増田議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** 皆さん、おはようございます。市民生活部の西川でございます。よろしく願いいたします。福本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

再発行の手数料につきましては、令和3年8月13日付、地方公共団体情報システム機構規程第18号第2条及び平成27年12月25日付、同機構規程第15号第2条により、マイナンバーカードの再発行手数料は原則1,000円と定められております。再発行にかかる期間につきましては、原則申請からカードの受け取りまで1か月程度を要します。また、再発行中のマイナ保険証の代わりといたしましては、資格確認書を病院等に提示していただくこととなります。

**増田議長** 福本善之議員。

**福本議員** 再発行の期間、意外とかかるものです。資格確認書をお持ちの方には、保管しておいてもらえるようにぜひお伝えしておいてください。よろしく願いいたします。

では、再発行の申請では手数料が必要で、有料のケースと無料のケースがあるようですが、けれども、どのようなケースが有料で、どのようなケースが無料となるのか、教えてください。

**増田議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** 手数料の取扱いにつきましては、令和5年11月10日付、地方公共団体情報システム機構個人番号センターの事務連絡で、マイナンバーカードの不具合等に関する再発行に係る手数料の取扱いについてにより定められております。カードを誤って紛失した、損傷させてしまった場合等本人の責めによるものは有料、天災やカードの初期不良等本人の責めによらないものは無料とするとされております。よって、再発行の申請の際、申請者のカードの破損、汚損の状況に応じてカードが使用できなくなったご事情を確認し、有料及び無料の判断をしております。

**増田議長** 福本善之議員。

**福本議員** 再発行の申請について、もう少しだけ具体的にお伺いしてまいります。電子証明書が格納されているカードのICチップ等の不具合によるカードの再発行についても有料、無料となるケースがあるのか、教えてください。

**増田議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** まず、カードのICチップや磁気ストライプは精密機器により取扱いに注意いただきたい旨を、マイナンバーカードの交付時にチラシを用いて説明をしております。ICチップに対しては、指で触れない、曲げない、落として衝撃を加えない等、また、磁気ストライプに対しては、スピーカー、携帯電話等、強い磁気のあるものと長時間密接しないこと等を説明をしております。また、これらの説明については、啓発として本市のホームページや地方公共団体情報システム機構のホームページにも掲載をしております。よって、ICチップの不具合等による再発行申請の際は、ICチップの状況を確認した上で、先ほど申し上げた取扱いに注意していただきたい旨を申請者に確認をさせていただいております。本人の責めによるものは有料となり、初期不良等本人の責めによらないものは無料となります。

**増田議長** 福本善之議員。

**福本議員** ホームページにも掲載していただいております、ありがとうございます。ICチップや磁気ストライプ等の電子部品が不具合となりやすいマイナンバーカードの管理方法はどのようなものでしょうか。

**増田議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** 例えば高温環境ではカードの電子部品が壊れることもありますので、自動車の中や暖房器具の近くに高温下でカードを長期的に保存しないこと。ほかにも、他のカードとマイナンバーカードの磁気ストライプ部分を重ねた状態で長時間保管しないこと。また、最近ではスマホのケースに各種カードを収納される方もおられますが、マイナンバーカードをスマホケースに収納される場合は、そのケースに磁気が含まれていないかをご確認いただく。さらに、マイナンバーカードとスマホを長時間密接して保管しないこと等が挙げられます。

**増田議長** 福本善之議員。

**福本議員** スマホのところ、よく入れるものやと思いますので、皆さん方に注意を促しておいたただけたらというふうに思っております。では、市として推奨できるマイナンバーカードの管理方法はどのようなものか、教えてください。

**増田議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** 先ほどから申し上げた、取扱いに注意いただきたい旨をご確認いただいた上で、市民の方それぞれのご事情に合ったカードの管理をお願いしているところでございます。また、マイナンバーカードの交付の際に透明のカバーに入れてカードをお渡しをしておりますが、このカバーは、表面の氏名等の個人情報や写真、裏面のＩＣチップ等の擦れから保護する役目もありますので、カバーに入れたままの管理、所持を推奨しております。

なお、カバーが破損、汚損した場合は、総合窓口課におきまして新しいカバーを無料で配布しております。

**増田議長** 福本善之議員。

**福本議員** カバーの無料交換も、窓口や市のホームページでお伝えいただければというふうにも思っております。では、市として推奨するマイナンバーカードの提示方法はどのようなものか、教えてください。

**増田議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** まず、運転免許証のように本人確認資料としてマイナンバーカードを提示する場合は、透明カバーが入ったまま提出先にお渡しされても問題はございません。提出先がカードの内容を確認される際は、透明カバーによりカードに記載された必要な氏名等の事項が確認できる仕様となっております。

次に、病院等での受診の際にマイナンバーカードをマイナ保険証として使用する場合は、病院に設置された読み取り機械にカードを置きますが、原則は透明カバーを外してカードを置いて読み込みいただくことになります。ただし、病院等の導入されておられる機械によっては、透明カバーに入ったままのカードであっても読み込むことが可能であるとお聞きをしております。病院等の指示に従っていただきたいと存じます。また、コンビニに設置されたマルチコピー機にて住民票等の交付をする場合についても、マルチコピー機にカードを置きますが、透明カバーに入ったままのカードであってもおおむね読み込むことが可能でございます。

**増田議長** 福本善之議員。

**福本議員** ありがとうございます。私も確認をしましたけれども、カバーをつけて読み取り機器でも読み取れました。機器の大きさによっては、カバーをつけたまま読み取り機器に入らない場合もあるということを知りました。

昨今のデジタル化によって便利になる一方で、機器の整備や故障に気を遣わなければならないような時代になりました。今回はマイナンバーカードでしたが、これからもそのような機器は出てくるかもしれません。推奨できる使用方法や保存方法があれば、市民の皆様にお伝えいただけますようによろしくお願いいたします。

では次に、ここからはフレイルの予防についてお伺いをしてまいります。フレイルというのは、身体の衰えだけでなく、精神的な落ち込みや社会的なつながりの減少を含む広範囲な衰えを示す言葉であります。その中に、運動器が特に衰えているロコモティブシンドローム、加齢や疾患により筋肉が低下するサルコペニアがあります。今回は全体のフレイル、こちらの予防をお聞きしてまいります。コロナ禍を経て、介護を受ける人の状況に変化があったか

を伺います。コロナ前とコロナ禍、コロナ後の介護認定者から見える変化があれば教えてください。また、変化について研究と認識を教えてください。

**増田議長** 中井保健福祉部長。

**中井保健福祉部長** 保健福祉部の中井でございます。本日もよろしくお願ひいたします。

まず、第1号被保険者における要介護認定率の推移を申し上げます。以下、各年9月末のパーセンテージとなります。平成30年が17.9%、令和元年が18.4%、令和2年が18.5%、令和3年が18.7%、令和4年が19.5%、令和5年が20.0%、令和6年が20.2%です。年々微増傾向でございますが、これは75歳以上の人口が増加していることが大きな要因と考えております。コロナの影響によるフレイルへの進行が懸念されましたが、葛城市では、コロナ禍においても予防事業を止めることなく、感染予防に配慮しながら、可能な限り事業を継続して行ったことによりまして、要介護認定率に大きな変化はなかったと認識しております。

**増田議長** 福本善之議員。

**福本議員** コロナ禍におきましても、可能な限り事業を継続していただいたおかげで、コロナ後も大きな変化がなかったことは大変すばらしいこととあります。コロナ禍にも予防事業を止めなかったことに感謝をいたします。フレイル予防は、健康寿命の延伸や要介護状態にならないためには非常に重要であると思っておりますが、葛城市で行っているフレイル予防の対策の内容を教えてください。また、コロナ前から変化している事業があればお願ひいたします。

**増田議長** 中井保健福祉部長。

**中井保健福祉部長** フレイル予防につきましては、身体活動、社会参加を目標として、自主運動教室や地域サロン、専門職による指導を通じてフレイル予防に取り組んでおります。運動教室といたしましては、ご本人の体力によって参加できるいろいろな教室を用意しております。例えば、いきいきセンターで行っているアクティブシニアフィットネス、ゆうあいステーションで行っている水中運動教室、ウェルネス新庄で行っているはつらつ運動教室、理学療法士による元気アップ教室、市内の老人保健施設で行っている元気アッププラス教室などがございます。また、コロナ前から変化があった事業といたしましては、地域での自主運動教室がございます。こちらは令和元年は19か所だったものが、令和8年2月末時点では29か所で活動をされております。地域の皆様のご協力により、新規の教室数が増えてきております。また、アクティブシニアフィットネスも令和6年度より新規事業として行っております。

以上です。

**増田議長** 福本善之議員。

**福本議員** たくさんの方のフレイル予防事業をしていただけているということで、大変うれしいです。また、地域での自主運動教室も増加させていただいているとのこと、近くで声をかけ合いながら運動ができる環境も大切だと思っております。今後も運動できる環境を増やしてもらい、健康寿命を延ばしてもらえるように、そしてどの事業も定員いっぱいになってもらい、市民の皆様にフレイル予防をしていただけるようお願い申し上げます。そして、高齢者の皆様は、教室だけでなく、グラウンドを使われてグラウンドゴルフなども楽しまれ

ながらフレイル予防を行っていただいております。ぜひそちらも推進していただき、子どもから高齢者まで、今まで以上に使いやすいグラウンドの整備もお願い申し上げます。

次に、フレイル予防に関わっている業種及びボランティアについて教えてください。

**増田議長** 中井保健福祉部長。

**中井保健福祉部長** これらの教室に関わっておられる業種ですが、理学療法士、作業療法士、健康運動実践指導者などが関わられておられます。また、ボランティアとの関わりですが、地域包括支援課において所定の講座を受講され、介護予防についてのスキルを身につけられた介護予防リーダー、ハッスルが、地域の自主運動教室に出向き、自主運動教室の運営の一助を担っておられます。また、関わっていただいている方々とは、地域包括支援課と定期的に打合せをしながら情報交換をし、連携をとっております。

**増田議長** 福本善之議員。

**福本議員** ありがとうございます。多職種連携をしてもらうことで多角的なアプローチができると思っております。まだ有資格者の方、ほかにもいらっしゃると思いますので、皆様が楽しく健康を持って帰ってもらえるように、多職種連携よろしく願いいたします。

地域包括ケア課では、フレイル予防対策については様々な教室や自主運動教室の支援を行っており、教室においては、各個人の身体状況により、様々なレベルごとにメニューを用意されており、また、自主運動教室も多くの業種やボランティアの関わりがあり、フレイル予防に対策され、より介護が必要な状態にならないように努力されているようなことが分かりました。しかし、加齢による衰えは必然的であり、今後は地域での支えが必要であると考えております。そこで、地域の支え合いの具体的な事業を教えてください。また、パンフレットの配布等はどのようなところにあるのかも教えてください。

**増田議長** 中井保健福祉部長。

**中井保健福祉部長** 葛城市第9期介護保険事業計画におきまして、葛城市が目指す地域包括ケアシステムの姿を示しております。その中で、地域での支え合いに関することといたしましては、生活支援体制整備事業、ケアマネジャーの連携、地域ケア会議が挙げられております。社会福祉協議会へ委託しています生活支援体制整備事業では、生活支援コーディネーターを中心に、地域住民をはじめとした関係者とのネットワークを構築し、令和7年7月現在で50か所での通いの場を支援しております。また、地域資源の把握や課題抽出の場となる協議体の設置など、地域で協働する基盤づくりに取り組んでおります。

ケアマネジャーとの連携といたしましては、ケアマネジャーからの相談や事例検討会を行いながら問題解決を図っております。また、ケアマネジメントの質の向上を図るため、介護支援専門員の研修会も開いております。このように日頃からケアマネジャーとの関係を密にし、相談内容によっては、地域ケア会議を行い、多職種協働により地域課題への対応やニーズを把握し、地域全体で支援していくためのネットワークの強化に努めております。また、介護予防に関するパンフレットにつきましては、地域包括支援課の窓口には置いておりますが、そのほかには、市内の医師会に配架をお願いし、また、関係いただいているケアマネジャーにも適宜配布し、時期に応じてホームページや広報で案内をしております。気

になることがございましたら、まず地域包括支援課にご相談いただきましたら、ご相談とご案内をさせていただきます。

**増田議長** 福本善之議員。

**福本議員** 非常に多くの通いの場など、地域で協働する基盤づくりに取り組んでいただきまして、ありがとうございます。今後もよろしく願いいたします。また、パンフレットに関しましては、たくさんの方々にぜひ見ていただきたいなというふうにも思います。地域の集まられてゆっくりされるカフェなど、葛城市で個人事業主を営まれているところに置かしてもらうように依頼してみるのもいいのかもしれないですね。ぜひ検討していただけたらと思っております。

次に、支援する側の連携も大切なものでありますが、特に資格者同士、この連携をとられている事業はありますか。

**増田議長** 中井保健福祉部長。

**中井保健福祉部長** 葛城市では日頃より、市民の皆様が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるように、医療と介護、福祉などの連携推進に取り組んでおります。医療の必要性が高い高齢者が増加する反面、長期間の入院ができずに早期に在宅へ帰るという昨今の医療体制の流れの中、各関係機関が連携を深めることが必要であると考えております。葛城市では年1回、市内の医師、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリ専門職、福祉専門職、歯科衛生士、行政職が一堂に会し研修会を行い、顔の見える関係づくりを行っております。

**増田議長** 福本善之議員。

**福本議員** 介護施設とかに入居されている方や、住み慣れた家で暮らしたいと考えておられる方もおられると思います。自分らしい暮らしを続けられるように、まだまだ地域で活躍されている医療職や介護職の方はおられると思いますので、顔の見える関係を更に広めていっていただければと思っております。

最後に、地域で起こる課題について、葛城市での地域包括ケアシステムでつながっている機関や業種及び機関へのつなぎ方についてどのようになっているのか、教えてください。

**増田議長** 中井保健福祉部長。

**中井保健福祉部長** 葛城市の目指す地域包括ケアシステムにつきましては、住み慣れた地域の中で可能な限り安心して自立した生活を送るために、保健、医療、福祉の連携による公的サービスのみならず、家族や友人、近隣の人、ボランティアなどによる支援や支え合いの持続的な取組を進めながら、地域共生社会の実現を目指して、地域包括支援課では、住民及び関係機関と協働で事業に取り組んでおります。関係機関へのつなぎ方でございますが、本人の取り巻く環境により関わる機関はそれぞれ違ってくると思いますので、事例によっては、地域ケア会議を開催し、地域の支援者を含めた多職種による専門的な視点を交えて適切なサービスにつなげてまいります。また、緊急な対応を要する事例に関しましては、個別に関係機関と連絡を取り合い、迅速な対応を心がけております。

**増田議長** 福本善之議員。

**福本議員** 核家族化で高齢化に伴い、地域包括ケアシステムにおけるボランティアや地域の方々の連

携は非常に大切でございます。そして多職種連携の重要性は増しているものだと私は思っております。何度も言いますけれども、多職種連携を強化していただき、少しでもよりよい医療、介護、予防が受けられるまちづくりのために、そして、今後はこの連携を、防災や、また奈良国体などの救護などなど、高齢者から特にお子様に関わってくるそのほかの事業に係る支援にもつながっていくことだと私は思います。ますます多職種連携を推進していただきますように、何とぞよろしく願いいたします。

私の一般質問はこちらで終わらせていただきます。ありがとうございました。

**増田議長** 福本善之議員の発言を終結いたします。

次に、6番、杉本訓規議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

6番、杉本訓規議員。

**杉本議員** 皆様、改めまして、おはようございます。日本維新の会の杉本訓規でございます。議長のお許しを得ましたので、一般質問させていただきます。

本日は、1つ目、防災について。2つ目は、インフルエンザの予防接種助成について。この2点を質問させていただきます。

これよりは質問席にて質問させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

**増田議長** 杉本訓規議員。

**杉本議員** それでは、よろしく願いいたします。約9か月ぶりの一般質問で、私のイメージと違う、防災という、あんまりやったことないんで緊張しておりますけども、お手柔らかにお願いします。

まずは防災、なぜ私が今回このテーマに取り組んだか、一般質問しようかと思ったのは、以前、西川議員さんが、中戸の大字の皆さんで、堺の総合防災センターというところで、防災の観点から行ってきてよかったよと。地震体験もできるし、すごい大きい施設で、いろんなものが見れて、なぜ備蓄が必要なのか。日頃これぐらいのものは家に置いといてくださいよ。なぜならばとか、いろんなことが書いてあって、それはいいねという話になって、うちの家族に、うちの子どもに、地震食らったことないでしょうと、もちろん。行ってみるかと言ったら、ぜひぜひ体験したいと。何かえらい前向きに、余裕こいてるなと思いつつ行っただけです。

僕は個人的にはジェットコースターとかすごい駄目なタイプなんです。何ぼ、あんなに近代設備の中でこんなにつけていっても、やっぱり下がる時に、細胞レベルでやばいと思うとか、やばいと思うんですよね。その地震施設に入ったときに同じ感覚になったんですよ。その施設は部屋ですよ。部屋の中で前に手すりあって、今から地震揺らしますよ。3、2、1でやばいと思ったんですよ。それぐらい揺れる。ほんまに。皆さん、やったことあります、地震体験。行ったほうがいいです、1回。となると、葛城市の市民の人は約3万8,000人おられるんですけども、部屋が揺れてるだけであんなにやばいと思ったんですよ。奈良県というか、葛城市が地面ごと揺れるんですよ。そら家壊れるって。そのイメージしたときに、リアルにイメージしたときに、今いろいろやってもらってるじゃないですか。トイレカーであったり、備蓄だっているいろいろやっただいてるんですけども、パニックにな

ったときにちゃんと対応できるのとなったときに、いろんな勉強してたときに、堺の防災センターの説明の中にも、やっぱり阪神・淡路大震災では、公助は1割ぐらい。例えば家が半壊したときに助けてくれたんは近所のお父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんを助けたのは近所のお兄ちゃんたちや。だから9割の方が共助で助けていただいた。それはそうですね。大きい地震が起きたときに、だって葛城市全部が揺れるんだから、葛城市全部のピンチのときに、市役所の職員の人らも、ここの職務もあるし、いろんな対応に追われるから、やっぱり行けないんですよね。というときに、地元の人ら一人一人が、こういう防災というのをもっともっと心がけていったほうがいいんじゃないかという意味で今回質問させていただきます。

まずは、葛城市いろんなことやっていただいていると思うんです。ただ、どんな災害を想定してやられてるんですか。

**増田議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 総務部の林本です。よろしく願いをいたします。

葛城市に最も大きな被害をもたらすことが予想される地震は中央構造線断層帯地震で、地震の規模がマグニチュード8.0程度、震度は6強が市域の53.4%、震度7が市域の残り46.6%となっております。被害想定概要ですが、建物被害は、全壊が5,879棟、半壊が2,749棟、焼失が648棟となっており、人的被害は、死者248人、負傷者461人、避難生活者は1万1,697人となっております。

**増田議長** 杉本訓規議員。

**杉本議員** これは最も大きい被害を想定、中央構造線断層帯地震というのが一番最大なんですけど、今でも世間的に言われてるというか、一般的に言われてるのは南海トラフが想定やけど、その想定はされてない。こっちのほうが大きいからという話やと思うんですけども、では、南海トラフの発生確率、今どうなってるでしょうか。

**増田議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 地震調査研究推進本部によりますと、南海トラフ地震の発生確率は、今後30年以内に60%から90%程度以上と示されております。

**増田議長** 杉本訓規議員。

**杉本議員** ということは、やっぱり30年以内に60%から90%、どういう確率なのか分からないですけど、最短で今の勢いじゃないですか、もう。今、南海トラフ地震が起こったと想定したときに、どうしていかって考えながら、こういう防災というのを考えていかなあかんと思うんですけども、公助としてはいろいろやっていただいていると思います。ただ、僕が言うてるのは、共助というか、地域の皆さんの助け合い、例えば自助もそうですね。今、個人個人がどうやって防災について考えていくのかというのをもうちょっと深く考えていってほしいなという思いで質問させていただいています。

まず、今言ったみたいに、自助、公助、共助の考えは、どんなお考えでおられるでしょうか。

**増田議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 本市における災害対策の基本的な考え方は、自助、共助、公助をそれぞれの役割に応じて重層的に機能させることです。まず自助ですが、災害発生直後は行政の支援が直ちに引き届かない場合も想定されることから、市民一人一人が自らの命を守る備えと行動をとることが何よりも重要です。家具の固定や備蓄、避難経路の確認など、平時からの備えの充実が被害軽減の第一歩であると認識をしております。

次に、共助でございますが、大規模災害時には、とりわけ高齢者や障がいのある方など配慮を要する方々にとりましては、自助のみで安全を確保することが難しい場合もございます。その意味において、日頃から顔の見える関係を築き、地域で支え合う体制を整えておくことが極めて重要であると考えております。

そして公助ですが、救助活動、避難所の開設、物資供給、インフラ復旧など、行政の重要な責務であり、体制整備を着実に進めてまいります。ただし、広域かつ大規模な災害時には人的、物的資源に限りがあることから、公助のみで全てに対応することは現実的ではありません。したがって、本市といたしましては、自助を基盤とし、共助を地域で支え、公助がそれを補完、強化するという考えの下、市民の皆様への啓発と地域防災力の向上、そして行政体制の強化を一体的に進めてまいりたいと考えております。

**増田議長** 杉本訓規議員。

**杉本議員** もうほんま、そのとおりでんですよね。やっぱり日頃からの、例えば今言ったはった、障がい者の方々とか、おじいちゃん、おばあちゃん、高齢者の方々の、例えば今の瞬間、地震が起きたときに、あの方大丈夫かなというのは、日頃そういう方がおられるかどうかという認識というのを日頃からやっていくべきやと僕は思ってるんです。そこで、災害時にすごくやっぱり専門的な知識というのはいっぱいあると思うんです。例えば半壊してるところに足が挟まってる方を助けるためにはこうであるとかっていうのは、いろいろあると思うんですけど、そういう専門的な知識というの、防災士さんがすごい俺は重要な役割を担ってると思うんですけども、葛城市、防災士さんというの、どれぐらいの数おられるんですかね。

**増田議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 令和8年2月末現在の葛城市防災士会の会員数は111名おられまして、県内他市と比較いたしますと、相対的にも多い状況でございます。

**増田議長** 杉本訓規議員。

**杉本議員** 大字の比率というのはどんなもんなんですかね。偏りがいいんかどうか。

**増田議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** なお、44か大字、葛城市にはございますが、その中で防災士がおられない大字が9大字ございます。

**増田議長** 杉本訓規議員。

**杉本議員** 先ほどの紹介させてもらった中戸の皆さん、すごいやっぱり意識高いんです。大字によっての格差が僕はあるって思って、今の防災士さんの話もそうなんですけども、数は多いんですよ。他市に比べて。すごくこれ優秀やと思います。しかし、これも素晴らしいことやと思うんですけども、偏っちゃってるんですよ。どこへ偏ってるとは言いませんけども。でも、

いざというときにすごいやっぱり、分散した力じゃないですけども、大きく防災士さんに活躍してもらいたい。最後に言いますけども、防災士さんも、担当制じゃないですけども、というふうなアイデアを最後に言わせていただきたいと思います。

次に、僕いつも思うんですけども、災害時、めっちゃ道路大丈夫みたいなイメージなんです。何か運ぶことばかりとかおっしゃってるんですけど、どう考えても、ちょっと水道管破裂しただけでもう使えませんか、被害想定ですよ。例えば電気もそうですし、道路とか、そういうところの被害想定はどうされてるんでしょうか。

**増田議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** まず、本市における被害が最大と想定されております中央構造線断層帯地震における被害想定をお答えいたします。発災直後におきまして、上水道では1万3,288世帯が断水し、電気では、市全体のほぼ100%の世帯で停電の影響を受ける予想となっております。また、都市ガス供給エリアのほぼ100%の世帯で供給障がいの影響を受ける予想となっております。道路につきましては、国道24号、国道165号、国道166号、国道168号などにつきましては、揺れ、液状化、斜面崩壊等により寸断される可能性が高く、また、山間部では道路の寸断により孤立化のおそれがあるとされております。

**増田議長** 杉本訓規議員。

**杉本議員** 電気もほぼ100%停電で、道路も、最大の想定やから、びびらすわけではないんですけども、それぐらいの想定やと、僕もそう思うんですけども、こうなると、やっぱり停電してるしという話になってきたら、防災倉庫の発電機、これも予算のときに何回も言ってますけども、ガソリンで動くんでしょ。あれって消防法か何かで、危ないしって、赤の缶々で残ってるんですかね。これもいかなものですかと思ってるんですけど、ガソリンどれぐらいあるんですかね。

**増田議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 各防災倉庫のガソリンの備蓄量につきましては、先ほど議員お述べのとおり、消防法令を遵守し、40リットルまでとさせていただきます。

**増田議長** 杉本訓規議員。

**杉本議員** これ、40リットルっていったら大体50時間ぐらいしかもたないんですよ。これ、でも大体備蓄品というのは、72時間ぐらい、3日分ぐらい持ち合わせるっていうのが定説なんですけど、50時間。これ、想定してくださいよ。道もぐちゃぐちゃ。停電してる。その中でガソリン切れたら、ガソリンスタンド動いてるわけないし、ガソリンスタンドもそれやったらぱんぱんでしょ、多分そんなときって、もし、開いてたとしても。だから、僕、前から、今、ガスとかでできる発電機もあるから考えてくれという、その辺も考えてください、1回。本当に大地震が来たときに、ガソリンの40リットルだけで、これも後で言いますけども、そういうのも踏まえていろいろ教えていくのが日々の大事なことやと思っております。

次に、共助、先ほども申し上げましたけども、大字によってすごい格差があるような気がしてるんですけども、各大字の防災啓発の状況というのは把握されてますか。

**増田議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 全ての大字におきまして、自主防災組織や自警団を組織しておられます。また、各自主防災組織や自警団の活動内容につきましては、全ては把握していないのが現状でございますが、各組織において地域防災の強化に取り組んでいただいておりますと推察をしております。

**増田議長** 杉本訓規議員。

**杉本議員** それも推察なんですよ、やっぱりね。そうじゃなくて、やっぱりこうされてます、こうされてますっていうのを明確に言えなあかんと思うんですよ。いざというときに絶対に役立つことだと思うんで、これも部長、しっかりと把握できるように。僕は個人的には、さっきの防災士さんもそうやし、中戸の皆さんが防災センターを見に行ったのもそうやし、大字によって大きく変わると思うんですよ。そこをできるだけ狭めたいという思いで質問させてもらってます。

次に、葛城市が行ってる防災啓発の状況についてお聞かせ願います。

**増田議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** まず、自助の取組といたしましては、広報誌や市ホームページ、地域防災マップの配布を通じまして、家具固定や備蓄、避難経路の確認など、平時からの備えの重要性を周知しております。

次に、共助の推進につきましては、市民参加型避難所運営訓練の実施を通じまして、地域での助け合い体制の強化や重要性について周知を行っているところでございます。

公助の取組といたしましては、市のイベントなどでトイレカーを使用することで、防災時におけるトイレ問題の重要性の啓発をはじめ、市の防災体制などの情報発信を行い、市民の皆様理解を深めていただくよう努めております。

**増田議長** 杉本訓規議員。

**杉本議員** そうなんですよ。できる限りのことをやっていただいているのは、それは分かっています。それは分かっているんですよ。広報誌とか、ホームページとか、チラシとか、マップとかもあるんですけど、葛城市の3万8,000人の方々全員が、例えばマップとか見ても、わーって書いてあるわけじゃないですか。果たしてみんな読んでるのかって話なんですよ。いざというときにどこに行ったらええとか、あそこに何があるよというのは、やっぱり面と向かって言わんと、若い方々の人とかも、チラシ入っても、全部私の家はこうやってならないから、僕はこの質問してるんですよ。それで、今、市民参加型避難所運営訓練実施、これ、めちゃくちゃええことやと思うんですけども、どれぐらいやってはるんですかね。

**増田議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 市民参加型避難所運営訓練は、各指定避難所ごとにその避難所の利用対象となる大字が参加の下、実施をしております。実施状況は、令和3年度は忍海小学校体育館で2回、令和4年度はいきいきセンター、令和5年度は中央公民館、コミュニティセンター、ゆうあいステーション、令和6年度は當麻小学校体育館、そして今年度は當麻スポーツセンターの計8回実施しております。

**増田議長** 杉本訓規議員。

**杉本議員** すごいええことやと思うんです。せめて全部やらなあかんよね。せめてね、これ、やらはるんやったらね。これ、どんなこと、内容、この前、僕、たまたま當麻スポーツセンターおって後ろから見てたんですけども、いいことやと思う。すごい、ああいうことをもっと連続してやっていただきたいなと思うんですけど、どういうことをやられてるんですかね。

**増田議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 本訓練の目的でございますが、災害時において自助、共助の在り方を学ぶことであり、市民が主体的に参加、運営する取組を実践するものでございます。まず、大規模な地震を想定し、実際に利用する指定避難所において、避難所運営についての講義、テント型パーティションなどの防災資機材を使用した居住スペース設営や避難所運営方法の体験、また、災害時応援協定先などの企業や団体によるデモやレクチャーなどを実施しております。

**増田議長** 杉本訓規議員。

**杉本議員** できるだけというか、全部でやるべきやと思うんです。

最後に市長に感想を聞きたいんですけども、今やられてることは間違ってると思ってる。ようやっていただいとると思ってるんですけど、もっと小規模で、例えば災害チーム、行政つくりますと。対策チームみたいななんをつくりますと。その下か何か、よう分からないですけども、防災士さんが110人もおられるわけじゃないですか。各大字に担当分けしていって、例えばこの瞬間、今の瞬間、地震が来ましたときに、ここの地域の皆さんはここ行ってくださいね。こういう大規模地震って、めちゃくちゃ頑張ってお金も使って労力も使ってやられてるんですけど、ほぼほぼ1回のためにやらなあかんと思うんですよね。しょっちゅう、しょっちゅう来るもんやったら、分からんでもないですけど、台風とか、そういうもんじゃなくて、地震というのは1回がつつと来たときの対処法やと思うんですよ。それを日々、例えば小規模な地区でもいいじゃないですか。例えばそこで10人しか集まらん人でも、地震が起きたときは、あそこに避難してください。あそこにあれがあります。忍海小学校のあそこにも、水道も用意して、断水したらあそこに行ってほしいんですけど、日頃の用意として、ペットボトルの空だけは持っといたほうがいいですよとか、例えば今やったら、ガソリン半分になったら満タンにしましょうというのは、防災の啓発として、そんなんとかって防災士さんはいっぱい知ってると思うんですよね。それが各大字に10人おられる。10人集めて、こうしてください、こうしてくださいというのを日頃やり続けていいたら、いざというときに、だつて、行ってください、体験センターに。絶対パニックになります。だつて手すり持っててパニックになったんですもん、僕。それが今この瞬間だと揺れるんでしょう。あんな旗とかも、どんと飛んでいきますよ。1回行ってくださいね、皆さん。議会でも1回行きましょよ。そういうふうにして日頃やっていいたら、今やっていたら、トイレカーとか、マップとかというのは更に生きるじゃないですか、備蓄品とかも。そこまで理事者のほうから皆さんに教えることまでが俺は公助やと思うんですけども、市長、出番です。

**増田議長** 阿古市長。

**阿古市長** ご質問ありがとうございます。災害発生時には、まず自らの命を守る自助が基本であり、その重要性を市民の皆様へ啓発していくことは大変重要であると認識をしております。しか

しながら、過去の大規模災害の例を見ましても明らかになりましたように、行政の支援、いわゆる公助が本格化するまでには一定の時間を要します。その間、地域での声かけや安否確認、避難の手助けなど、共助の力が多くの命を守ってきたところであります。

本市におきましても、自主防災組織を中心とした地域防災力の向上は極めて重要であると考えておりますが、ご指摘のとおり、その活動内容や取組状況には地域差があることも認識しております。そのため、今後は市として一定の基本方針や標準的な活動モデルを示し、安否確認体制の整備、要支援者への支援体制、定期的な防災訓練の実施など共通して取り組んでいただいた事項を明確にし、市主導で働きかけを強めてまいります。併せて、研修会の開催や好事例の横展開、活動マニュアルの整備などにより地域間の差の縮小を図ってまいります。

ただし、自主防災組織は地域の実情に応じた活動が基本であることから、画一的に統制するのではなく、地域の自主性を尊重しながら底上げを図る形で支援してまいります。今後も、自助の啓発とともに市が主体的に方向性を示し、地域の共助力の強化に取り組んでまいります。

非常に難しい言い方、行政的な言い方になりました。防災訓練といいますのは、過去においては小学校区で実はやっておりました。大規模な訓練をやっておったんですけども、それが一通り、小学校5校ありますので、一通り回った時点と、新型コロナウイルスの感染症の問題で開催ができないというような状況に追い込まれた時期がありました。その時点で、実際には感染症の状況の中で災害が起こる可能性もあるというところで、縮小した形を考えました。そのときに行政サイドで皆、知恵を出し合ってやり出したのが今の形態です。避難所の自主運営、運営の練習、訓練をするという、本当に小規模な形に変わったのがその時点からです。ですので、令和3年ぐらいを起点に、防災の訓練の在り方というのは、葛城市では変えました。

おっしゃるように、それをできるだけ細分化していくことは大切やと思っております。ただ、細分化するには、やはり皆さん方のご協力や労力的なものもごございますので、そのバランスを考えながら、地域の皆様に助けられながら、また行政として最大限できることをやっていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

**増田議長** 杉本訓規議員。

**杉本議員** よろしくお願ひします。伝わってるかなと今、実感しましたけども、やっぱり小学校区と言われても、やっぱり山手の大字もありますし、まちなかの大字もあるわけで、その方々が揺れた瞬間どうするべきかというのは、細かく言わないと、大きい目線は大事やけども、そういうとこをしっかりやることによって、今、用意してる備蓄品とか、トイレであったり、いろんなものが大活躍できると僕は思ってますんで、これは改めて、暮らしを守るどころか、命を守る話なんで、しっかりと、せつかく言わせていただいて、部長も初め、確かにそうですねという感じで聞いてもらってたんで、できるだけよろしくお願ひしておきます。

堺市さんなんかは更に活発に、今月の20日ですか。子ども対象の防災イベントとかもやら

れてるんです。大きい施設持ってはるからね。そこで消防車試しに乗ってみませんかとか、自衛隊の皆さん来るみたいな、そういうことで、もっともっと防災に関して、卓上の問題じゃなくて、触れ合ったことによって生まれる防災というのをしっかり考えていただきたいなと思います。

1つ目の質問は以上とさせてもらいまして、2つ目は、インフルエンザの予防接種の助成について。もう8年言い続けてます。9回目ですかね。子どもたちのインフルエンザの予防接種1回3,500円ぐらいですか。2回受けないといけないんで、兄弟何人かおられたら負担大きいし、インフルエンザかかったらしんどいんで、僕の体験から、これも何回も言わせてもらったんですけども、やっぱり僕の子どもだけ、インフルエンザの予防接種打って、僕と家内は受けずに東京行ったんですよ。帰り見事に2人ともインフルエンザにかかったんですけども、子どもはへっちゃら。全然へっちゃら。全然違うな、インフルエンザの予防接種と思って、それが4年前ぐらいですか。そこから4年間、ずっとうちの家族はインフルエンザの予防接種を受け続けて、一度もかかっておりません。これが正解かどうか。かからんとか言ってるわけじゃないです。やっぱり重症化にならないという声もありますから、できるだけ助成して、インフルエンザの予防接種、学級閉鎖、学年閉鎖の理由、ぶっちぎりで1位ですからね、インフルエンザ。予防できるんやったら予防していきましょうというお話で、9回目の一般質問をさせていただきます。

まずは、いつもどおり、学年閉鎖と学級閉鎖の数、今年多かったと思いますけども、お聞かせ願います。

**増田議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 教育部の勝眞でございます。よろしくお願いたします。

幼稚園、小・中学校の令和7年度のインフルエンザによる学級閉鎖の状況でございます。2月末までの状況は、全体で、小学校で20クラス、中学校で3クラス、幼稚園はございました。また、学年閉鎖についてはございませんでした。

以上です。

**増田議長** 杉本訓規議員。

**杉本議員** 保育所と認定こども園の状況もお願いします。

**増田議長** 葛本こども未来創造部長。

**葛本こども未来創造部長** こども未来創造部、葛本でございます。よろしくお願いたします。

保育所、認定こども園におけるインフルエンザ対策についてお答えさせていただきます。保育所、こども園につきましては、インフルエンザ流行時も保育を継続しています。このため、各施設におきましては、国のガイドラインに基づき、平素より万全の体制で対策を講じております。具体的には、保育を行う全ての部屋に設置している加湿器、空気清浄機を日常的に稼働させ、適切な保育環境の維持に努めております。その中で、幼い子どもたちに対しては、発達段階に応じた、うがい、手洗い、消毒、換気の大切さを伝え、習慣化できるよう支援を行っております。また、集団生活においては、まずは職員自身が感染源とならないよう健康管理を徹底するとともに、周囲の大人が正しく理解し対策することが重要であると考

えております。そのため、保健のしおりや掲示板、お便り等を通じて保護者の皆様とも情報を共有し、家庭と施設が連携して、持ち込まない、広げないための対応を日々行っているところでございます。今後も、園医や関係機関と緊密に連携を図りながら、子どもたちが安心して過ごせる環境づくりに努めてまいります。

**増田議長** 杉本訓規議員。

**杉本議員** それでは、今、分かってる段階で、インフルエンザにかかった子どもたちの数についてお聞かせ願います。

**増田議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 令和7年度の市内小・中学校でのインフルエンザの罹患状況につきましては、11月から2月までの期間にインフルエンザを理由に欠席した児童・生徒の人数は、合計で1,440人、全体の約42%となっております。

**増田議長** 葛本こども未来創造部長。

**葛本こども未来創造部長** 令和7年度の公立保育所及び認定こども園でのインフルエンザの罹患状況について申し上げます。令和7年度は、11月からインフルエンザを理由としてお休みされるお子さんが出始めました。11月から2月末までの期間にインフルエンザのために欠席された人数は、保育所2園と認定こども園1園の合計で延べ204人で、全体の約51%のお子さんが感染されています。

**増田議長** 杉本訓規議員。

**杉本議員** 小学校のほうでは42%、保育のほうでは51%で、合計1,600人ぐらいの子どもたちがインフルエンザにかかって、これ、2回かかった子はカウントされてないから、もうちょい多いかもわからんって話ですよ。これ、今、葛城市、子ども医療費無料になってるわけじゃないですか。1,600人の子どもたちが医療かかって、これも市から助成してるんですよ。医療費無料ですもんね。無料ですよ。違うの。ですよ。ということは、1回病院行っただけかかって、お薬代とかって3,000円、4,000円かかるわけじゃないですか。1,600掛けたら何ぼになるんですかっていったら、560万ぐらいになるわけじゃないですか。これ、国の話やから、国からいうたら1,600万ぐらいかかってるわけじゃないですか、医療で、10割負担にしたら。国がやれって話は、それはもうそうなんですけど、葛城市でも560万か600万ぐらいの医療費って負担してるわけじゃないですか。そのお金をできるだけ軽減していける話やと思うんですけども、これ、何をそんなに怖がってるのか分からないんですけども、僕も何回も県に確認してるんですけど、予防接種の副作用、ここがやっぱり、僕もそれは確かに心配ですよ。どうなんですか。予防接種の副作用について。

**増田議長** 中井保健福祉部長。

**中井保健福祉部長** インフルエンザの副反応につきましては、任意接種については国で報告されたものはございませんが、薬品会社が公表しているものは次のとおりとなります。まず、接種後24時間以内に出現し、二、三日以内に自然に収まるものがほとんどでございます。注射によるものにつきましては、発赤、腫れ、痛みが10から20%、発熱、頭痛、寒気、だるさが5から10%、発生頻度は非常に低いですが、報告されている重篤な症状には次のようなものがご

ざいます。ショック、アナフィラキシー、ギラン・バレー症候群、急性散在性脳脊髄炎、けいれん、肝機能障がい、ぜんそく発作などでございます。

**増田議長** 杉本訓規議員。

**杉本議員** ほとんどない話ですもんね、これ、実は。僕はそう聞いてますけど、まあいいですわ。そしたら、葛城市で、これも何回も聞いてますけども、インフルエンザ1回打ったらこれぐらい助成するよというのをやったら、どれぐらいの費用かかるんですかね。

**増田議長** 中井保健福祉部長。

**中井保健福祉部長** 現在、助成をする予定はございませんが、現在、王寺町が実施しているということですので、同じ助成額の1回1,500円という設定で小学生と中学生に助成をすると仮定をいたしますと、令和7年5月現在の人数でカウントしますと、小学生が2,287名の2回接種分と中学生1,160名の合計5,734回分を対象とした場合、約860万円の助成が必要となると考えております。

**増田議長** 杉本訓規議員。

**杉本議員** これ、全員が受けた場合ということですかね。予算やからね。接種率が50%としても430万。予算はそれぐらい上げやなあかんのですけども、それぐらい。今のインフルエンザにかかった子どもたちの医療費と比べて、こっちのほうが予防できるんやったらいいんちゃうのと思うんですけども、他県で、なぜか知らないですけど、香芝市さんは後で言いますけども、今回予算上がってるみたいですけど、なぜか奈良県内はあんまりやってないんですけど、他県ではすごいやっておられて、後でこれも説明しますけども、他県で実施されてる自治体について調べてくださいと言ってたんで、お願いします。

**増田議長** 中井保健福祉部長。

**中井保健福祉部長** 大阪府内の他市の状況について調査いたしましたところ、対応は自治体によって分かれております。まず、以前は実施されておりました2市にお尋ねをしております。これらの市では、令和4年度にコロナ禍における医療機関の逼迫を避ける目的などにより、中学3年生や高校3年生などを対象とした助成が実施されました。しかし、新型コロナウイルスが5類感染症に移行したことでその意義が薄れたとの判断から、現在は終了しておられます。担当課からは、事務量が大幅に増加したといった現場の声もあり、現在は任意の予防接種に対する補助は行われたいという方針とのことでした。

一方で、現在も助成を継続しておられる2市についてもお尋ねをしております。1市目は、生後6か月から中学3年生までを対象に1回当たり2,000円の助成を行っており、接種率は40から50%で推移しておられます。2市目は、同対象者に1回当たり1,000円を助成しておられます。両市とも医療機関の窓口で差額を支払う方式をとっておられ、市民への利便性は図られておりますが、学級閉鎖の減少といった明確な効果については確認しておらず、不明との回答でございました。

**増田議長** 杉本訓規議員。

**杉本議員** 市によって意見は違うと思うんですけども、確かに学級閉鎖とかっていうのを明確に、やられてるときに僕もいろんなとこ聞いて、学級閉鎖が減りましたって、そういう声はなかなか

か聞き取りにくいんですけども、やっぱり受験生のお父さん、お母さんとかが特に僕は大変やと思うんですよ。受験シーズンってやっぱり結構神経質になられてて、そういう集まりとか行かんようにしたり、いろんなことを努力されてはるんです。受験の日にインフルエンザかかったらあかんというのもあるから、そういう子どもたちがおられる家庭だけでもやったりするということもできると思うんですけども、葛城市では受験生どれぐらいおられるんですかね。

**増田議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 受験生の人数ということでございますが、令和7年度の市内2校の中学3年生の人数で申しますと、374人となっております。

**増田議長** 杉本訓規議員。

**杉本議員** それでは、葛城市でできない懸念点についてお聞かせ願います。

**増田議長** 中井保健福祉部長。

**中井保健福祉部長** 葛城市といたしましては、予防接種につきましては、国が法律に基づく定期接種化を行うものについて、市が一部公費負担し、接種を実施するという方針は以前と同じでございます。予防接種法に基づく定期接種は、疾病の重篤性や感染力、安全性、費用対効果などを国の審議会で科学的に評価した上で定められておるものでございます。加えて、本市において任意接種である子どものインフルエンザ予防接種のみに公費助成を行う場合は、おたふく風邪などほかの任意接種との均衡をどのように保つかという課題が生じると考えております。以上のことから、今後も国の動向を確認しながら事業を進めてまいります。

**増田議長** 杉本訓規議員。

**杉本議員** 毎回そう、分かっていることなんですけども、僕が議員になったとき、8年前から言わせてもらって、その頃はまだですかねと思ったりなんですけども、これ、今、斑鳩町もやっているんですよね。今年は香芝市さんでも予算上がってます。これは予算通るかどうかわからない、あれですけど、予算上がってきてます。先行してやられるんだなと思ってるんです。僕、調べて見つけた、厚生労働行政推進調査事業費補助金分担研究報告書があって、自治体におけるインフルエンザワクチン接種費用助成の実態というのを調べたところがあるんですよね。これ、2019年の話なんで、ちょっと前の話なんですけども、簡単に言うと、1,741の市区町村を対象に調べました。回答は99.5%。全部、ちょっとしたことも踏まえて、助成を行っている自治体は49%なんです、今。この前の一般質問で僕、だーっと言うたじゃないですか。何々市、何々市って。それはそれぐらいやってるんですよ、今。何でかといったら、重篤化したらしんどいし、防げる病気でしょって。ほんで、やっぱり受験生のお父さん、お母さんとかも、そういうとこで、学級閉鎖は減らんかもわからんですけど、打たへん人はやっぱり一定数おられるからね。

打ちたいって方、兄弟多い方、僕の知り合いに聞いても、3人兄弟おられるんですけども、この前熱が出てんと。インフルエンザかって聞いたら、いや、ただの風邪やったけどって。インフルエンザの予防接種受けるのといったら、そんなもん、3人が2回ずつ受けたら何ぼなる思うてんの。もし、行政がお金出してくれたら受けますかって聞いたら、それは受ける

やろう。でも、その方は全額出してっていう感じで言われてたけど、一部助成しても、防げる病気なんでできると思うんです。報告書にも、すごいです。県内100%の助成してるところもありますし、範囲が、学校の先生も出してるところもあるし、保育所の先生も出してるところもあるし、全世帯対象というところも今はあります。だから、8年前までは、8年前、僕が議員になったときは、ある程度やってるとこなかったですから、確かに。結構僕ぐらいしか言うてなかったかなというイメージなんですけど、今もうすごいとこでやってるんです。部長がおっしゃるとおり、そのとおりですよ。国がやれよと僕思ってます。先ほど言ったじゃないですか。国から言うたら1,600万ぐらいかかっているわけですよ、医療費、葛城市だけでね。国やってくれと思うんやけど、香芝市さんもやってる。斑鳩町もやってる。なぜか奈良県は進んでないですけども、他県では進んでるわけじゃないですか。

最後に市長に聞きたいんですけども、もう9回聞いてるんで、野球やないねんからね。今WBCやってるから野球に例えるのはあれですけども、強いですね、日本ね。すごいメンバーですよ、あれ。市長、同じやったら終わります。僕もう9回やっていますから、市長が前と同じ答弁やったら、もう聞くことないですよ。前と一緒になっちゃうんでね。市長がおっしゃる、部長がおっしゃるのも分かるけど、日本全国で変わってるじゃないですか、今もうすごい。49%もやっていますよ。前も僕だ一と並べたけど、まだまだありますもん。この前視察行った田川市さんもやってたのかな。もうほとんどやりつつある。それ何でかかっていたら、さっきも言ったみたいに、やっぱり防げるじゃないですか。ほんでお金に余裕ない方が受けられへんのやったら受けれるようにしたほうがいいんじゃないのって言うてるだけなんで、受ける人は受けますんで。市長、どうでしょう。

**増田議長** 阿古市長。

**阿古市長** 今回で9回目ですね。敬意を表します。私も、ある一般質問では十何回というのを1つのテーマでやった記憶があります。それだけ議員の思いが強いということやと思っております。それはもう真摯に受け止めたいと思っております。

答弁に入らせていただきます。インフルエンザの予防接種の助成につきましてのご要望をいただいておりますが、子育て世代の経済的負担軽減と学級閉鎖の予防と、予防を行うことでの医療費の削減などについての対策をご提案いただいていることは十分に理解をしております。しかしながら、お子様のインフルエンザ予防接種につきましては、予防接種法に基づかない任意接種に位置づけられていることから、現時点では、市としての費用助成は見送らせていただいております。

予防接種への助成は現状ありませんが、葛城市では、医療費の完全無償化や保育料の第2子以降の完全無償化や、令和8年度予算でご審議いただく予定としております、小学校、中学生の給食費無償化などといった経済的支援だけではなく、妊娠期からの切れ目のない相談支援体制や、公立保育所の紙おむつ持ち帰り解消事業や、各学童保育所の整備などのハード、ソフト面から、総合的な子育て支援を実施しております。

今後の対策といたしましては、国における定期接種化の検討状況を引き続き注視し、県内他自治体の実施状況についても、継続的に情報収集してまいります。また、インフルエンザ

予防接種助成に限らず、総合的な子育て支援の充実に努めてまいり所存でございます。

残念ながら、前回とほぼ内容的には変わっておりませんが、子育て世代に対する助成というのは前向きに非常に考えております。その中でインフルエンザの予防接種につきましては、一定の基準を行政としては持っております。これが定期接種ということになりましたら助成対象にしておるんですけども、任意接種の段階におきましては、インフルエンザにかかわりませず、ほかの病気におきましても同じような対応をさせていただいております。ですので、その基準を動かすというのは非常に難しゅうございまして、例外事象ができるのかできないのかというのが、行政の中の市町村の考え方の違いなのかなというところであります。今後とも、その部分につきましては検討を重ねてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

**増田議長** 杉本訓規議員。

**杉本議員** ちょっとだけ、何か前向いたような気もせんこともない感じはしましたけど、かなりちょっとなんですけども、市長がおっしゃることも分かるし、部長がおっしゃることも意味分かって言うてるんですよ。ただ、ほんで、市長がおっしゃるみたいに、医療費無償やってくれた。これも僕からしたら、ナイスですけど、ここにかかっているお金もあるでしょうって。先ほど説明しましたが、それを前もって予防できたら、ここにどん使った、ここにどん使ったじゃなくて、差額もあるでしょう。ただ、任意接種に対する考え方というのは、ほかの自治体にも、市長、一遍聞いてくださいよ。しつこい議員いてるねんって。どないして断ったらええのって聞いてきてください、ほんま。でもやってるとこあるじゃないですかっていうお話なんですよ。しかも横でやられてますよ。香芝市さん。また僕、近所の人に言われますよ。あんた一生懸命言うてるのに、香芝市さん、先やったなって。制服のときも言われましたもん。じゃなくて、やっぱりよそもやってるからうちもって、前向きな、今、一瞬ちょっと前向いたような気もせんこともないんで、9回やりまして、野球は9回ですけど、ボクシングの世界タイトルマッチは12回戦まであるんで、あと3回もできると思いながら次もやらせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

**増田議長** 杉本訓規議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。なお、午後1時から会議を再開いたします。

休 憩 午前11時11分

再 開 午後 1時00分

**杉本副議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、私が代わって議長の職務を行います。よろしくお願い申し上げます。

次に、5番、西川善浩議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

西川議員。

**西川議員** 皆さん、こんにちは。ただいま議長のお許しを得ましたので、私の一般質問のほうをさせていただきたいと思っております。

私のほうからは、質問1件でございます。ずっと私の大きい政治課題として、テーマとし

て取り上げさせていただいております、奈良県旧の社会教育センター跡地を含む葛城インターチェンジエリアのまちづくりについてというところでございます。

これより先は質問席にて行わせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**杉本副議長** 西川議員。

**西川議員** よろしく願いいたします。小ばなしは今日しません。

奈良県の旧社会教育センター、谷原議員も昨日、質問のほうにもしていただいておりますけれども、かぶる部分も多少あるかもしれませんが、またそこを深掘りしながら聞いていきたいなと思います。

まず、旧社会教育センターについてなんですけど、令和3年3月に閉館をされました。その後、中戸区、弁之庄区、南道徳区、寺口区の4か大字より、市長及び当時の議長宛てに陳情書としてお渡しをされました。その内容及びその後の現在までの対応について伺いたいと思います。

**杉本副議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

令和3年1月24日、中戸区、弁之庄区、南道徳区、寺口区の4か大字の区長から提出された陳情書では、4つの懸案事項として、①環境面では、ごみ、車等の不法投棄、池への毒物投棄、②防犯面では、浮浪者の不法滞在、犯罪者の隠避場所としての利用、③災害面では、センター周辺の堤、林、建物の風水被害の増長（環境整備がなされていないことによる被害拡大）、④獣害面では、イノシシ、アライグマ等の野生動物のすみかとなること。また、これら懸案事項への対応と併せて、跡地の早期活用についても強く要望されておりました。これを受けて、奈良県に対し、防犯面、環境面も含めた施設の適切な管理について要望を行い、現在は、県において施設の管理を行っているとともに、何か問題が生じた場合には、市に連絡をいただいた上で、市から直接、県担当課に連絡して対応いただける体制を整えております。

**杉本副議長** 西川議員。

**西川議員** 今、要望として、区から懸案事項として4つ挙げられておりますけれども、それらについて具体的には今どのような対応をとられているかということをお聞かせ願えますか。

**杉本副議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 具体的には、毎年2回、当該施設の草刈りを行っていただいております。草刈りの実施に当たりましては、中戸区、弁之庄区、南道徳区、寺口区の4か大字の区長の施工範囲、時期等を確認させていただき、奈良県に伝えた上で実施しております。これ以外にも、不定期ではありますが、県担当課で施設巡視を行っていただいているほか、苦情等の連絡があった場合には、市で現場確認を行った上で奈良県に連絡して対応をしていただいているところでございます。

**杉本副議長** 西川議員。

**西川議員** 毎年、この4か大字の区長を含めて、僕もそのとき立ち合わせていただいておりますけど、聞き取りを行っていただいて、基本的には、年2回ある道づくりの前に県に剪定なりを

していただいております。ただ、近隣の区長からも聞いてますけど、時期がやっぱり県の事情で遅れたりもするときがあるんですけど、これについてもやっぱりきちり守っていただけるようお願いをしたいなと思います。田んぼに水を入れるときとか、皆さん、だいぶ気にしはりますので、その辺はまた県のほうにもしっかりとと言うといていただきたいなと思います。

それと、あこ、市道も通ってるんですけど、市道通ってるんですけど、あれは市道なんですよね。市道のところに落ち葉がやっぱりかなり堆積してきている状況ですので、その辺、また巡視していただいて、落ち葉等のまた除去とかをしていただきたいなと思います。あそこを通り抜けられる方ももちろんいますので、あそこは市道管理になりますので、その辺よろしく願いいたします。

それでは続いて質問行きます。この当該跡地含んで、葛城インターチェンジエリアの活用については、議会でも議論を重ね、市としてもプロジェクトチームを発足をされ、進めてこられたと思いますけども、このプロジェクトチームは現在においてどのような機能をなされているのかというところをお聞かせ願えますか。

**杉本副議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 令和6年第4回定例会、令和6年の12月の答弁において、プロジェクトチームについては、これまでにエリアとしての活用についての検討を行い、課題整理を行った。それらを基に、宿泊事業者の誘致に向けて更に活動を行いたいとお答えしたところでございます。プロジェクトチームとしての内部検討フェーズは一定の役割を果たしたと認識しております。現在は、検討の成果を踏まえた具体的な誘致活動フェーズへ移行しております。

**杉本副議長** 西川議員。

**西川議員** プロジェクトチームについては、具体的な誘致の活動の段階へと進んでいるということですが、これまでの取組、また、奈良県との連携などについて、具体的な取組、進捗というのを伺います。

**杉本副議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** プロジェクトチームについては、社会教育センター閉館後の利活用について方向性を検討する目的で設置し、各部署の専門的立場から制度面の課題を洗い出し、県との相談内容の共有などを行ってまいりました。令和4年11月、葛城市と奈良県が連携して実施したサウンディング型市場調査は、プロジェクトチームの取組の1つであり、民間事業者から直接意見、提案を聴取し、市場性や参入可能性を把握するものでございました。調査結果は奈良県ホームページで公表されており、主な意見として、宿泊の動機づけとなる周辺エリアのコンテンツづくりが重要との指摘が民間事業者から得られました。また、この調査と並行して、県が主催する民間企業向け立地セミナーにおいても、宿泊事業者へのヒアリングを県、市共同で実施し、民間の参入意向や条件についての情報収集を行いました。このように県と市が連携して事業者の誘致に取り組んでおりますが、現時点では事業者は決まっていない状況でございます。

**杉本副議長** 西川議員。

**西川議員** 県ともヒアリング等々も行っていただきながら、誘致活動に努めていただいているんですけども、昨年、旧奈良県社会教育センターの跡地については、デザインコンペも開催されましたね。ここでもいろんな優れた提案もなされました。その後、本市としては、これをどのように活用して進めておられるのかというところもお聞かせ願えますか。

**杉本副議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 令和7年度の新たな取組として、民間建築家等の発想を取り入れ、地域経済や市民の皆様への暮らしの発展に寄与する活用方法を幅広く検討するものとして、デザインコンペティション事業を実施いたしました。コンペでは39作品が提出され、2次審査に進出した6作品については、どの作品も魅力あるものでございました。アイデアコンペ終了後に、奈良県のファシリティマネジメント室、産業創造課と葛城市の企画政策課、都市計画課と今後の進め方について協議を行いました。まずは社会教育センター跡地を活用していただける事業者を県と協力しながら探していくということで一致し、その手始めとして、今回、2次審査に残った方々から声かけを行ってまいりました。現時点では事業者の発掘まで至っておりません。引き続き取り組んでまいりたいと思います。

**杉本副議長** 西川議員。

**西川議員** コンペされて本当に優秀な作品も出てきて、応募された事業者さんのほうにも当たってもらってるんですけども、なかなかええ返事もいただけておらへんというところがございますし、県とも本当に協働しながら東京のほうとかでもPRもしていただく予定もあるのかなと思うんですけど、その辺もやってもらってるのは、すごい苦勞されてるのは本当に理解をいたします。宿泊事業者の誘致に関しては、今出た優れた案も含めて、当該エリアで操業する魅力を伝え、興味を持ってもらうというのが一番大事だというふうに考えるのと同時に、進出するに当たっての、やっぱり企業さんというのは、優遇ってあるんですかというところがやっぱり気になるかとやと思います。奈良県、そして本市にとって、事業者が出てくるのに、優遇制度、また支援制度というのはございますか。

**杉本副議長** 植田産業観光部長。

**植田産業観光部長** 産業観光部の植田でございます。よろしく申し上げます。

現在、奈良県では、宿泊施設の新設や増改築などに対する奈良県宿泊施設立地促進事業補助金や事業税、不動産取得税を軽減する税制優遇などがございます。本市におきましても、観光の振興、にぎわいの創出及び市民の雇用機会の拡大を図るため、他市の制度を参考に、宿泊施設の誘致に係る支援制度を策定していきたいと考えております。

**杉本副議長** 西川議員。

**西川議員** 奈良県に関しましては、補助金、補助対象経費の10%、最大2億円とか出てくるのに、ここに宿泊施設を造られるのに2億円を補助したりとか、制度融資、融資の利率であるとか、そういうのもゼロ%で奈良県が見ますよとかいうところ、奈良県については宿泊の支援制度というのは結構充実してきてるのかなと思っております。葛城市は、企業立地、市長とかにも僕、一般質問でも言うてるところもあるんですけど、一昨年ぐらい前、未来法に基づいて固定資産税の減免制度というのは葛城市でも制定をされましたけども、宿泊施設とか企

業立地を推進するに当たって、葛城市、かなり優遇制度というのは乏しい。ほかの市町に比べて乏しいと思っております。

宿泊施設だけじゃなくて、企業が進出するに当たって、やっぱり補助制度というところも必要になってきます。例えば県内市町村の優遇制度一覧というのを見とるんですけど、宿泊施設に特化したところの市町でいうたら、桜井市とか王寺町もやられてますね。でも、そのほかにも、宿泊施設だけじゃなくて、企業立地に関して優遇制度を設けられてるとこ、ほんま、他市結構あります。葛城市はやっぱりまだ税制優遇と制度融資というところにとどまっているというところがございますし、やっぱり本気で宿泊施設を誘致をすれば、葛城市も、これ、宿泊施設だけじゃないと思いますよ。企業立地を推進していくとなれば、この優遇制度を充実していくというところは、やっぱり葛城市もしっかりと考えていかなあかなというところがございます。そこを企業さんとか、やっぱり進出するのを見ておられるところやと思いますので、その辺はしっかりと検討、研究をしていただいて、次に、ここに、葛城市にやっぱり出してよかったなと思えるようなことにしていきたいなと思います。また調べておいてくださいね、部長。

続いて質問していきます。次は、旧社会教育センターだけじゃなくて、葛城インターチェンジエリア、また道の駅も含んで、大きいイメージのまちづくりというところでも聞かせていただきたいなと思います。葛城インターチェンジの周辺地区まちづくりの基本構想というのを、昨年度ですかね、つくられる業務というのを、事業を葛城市のほうで行われておりますけども、その概要というのを伺いたい。また、それに対して県の方向性と市の方向性というのとは一致してるのかということもお伺いします。

**杉本副議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。よろしくお願いします。

令和6年度には、葛城インターチェンジ周辺地区のまちづくりの基本構想のための検討支援業務を実施いたしました。この業務は、まちづくり基本構想の策定そのものではなく、その前段階としてのにぎわいづくりのための支援業務と位置づけており、令和7年3月に完了しております。この業務の中では、都市計画上の課題整理として、市街化調整区域の地区計画の決定や、都市計画マスタープランの見直しや、地区のまちづくり方針策定などが挙げられ、これらの法的、制度的課題の整理は、県との連携の下で現在進めているところでございます。この中での県の方向性と市の方向性については一致しているものと認識しております。ただし、今般、奈良県の予算案において、社会教育センター跡地がインターナショナルスクールの候補地に挙げられた点につきましては、誘致先候補地の1つに旧奈良県社会教育センター跡地を挙げているということであり、奈良県としては、未活用県有地の有効活用の1つの候補地として例示しただけで、決定しているものではないと聞いております。今後、必要に応じて県と協議していきたいと考えております。

**杉本副議長** 西川議員。

**西川議員** 基本構想が僕は出てくるもんやと思ってたんですけど、基本構想をつくるための検討支援業務を昨年度はやられてたというところですね。それと今、インターナショナルスクールの話

も出ましたけども、これについては昨日も谷原議員のほうがおっしゃっておいりましたけども、僕は、これは基本的には、県の内容も見ましたけども、大和中央、どっちか言うたら、そっちのほうの予算についてるのかなと思ってます。そやから、昨日も答弁あったように、あくまでも、今、未利用されている土地を挙げられていることなんかだと思います。

戻りますけども、基本構想なんですけど、検討支援業務というのを完了しているということなんですけど、実際の本丸の基本構想というのは、議会にはいつ示していただけるのかということをお聞かせ願えますか。

**杉本副議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 基本構想案については、現在の都市計画マスタープランでの当該エリアがファームリゾートエリアになっていることから修正が必要であり、令和8年度に策定予定のマスタープランにて反映を行っていただく予定です。また、社会教育センター跡地の事業者が決まっていないため、活用方法の内容によっては方向性が変わることも懸念されます。この2点が決まった時点で内容を修正し、議会に報告する予定です。

**杉本副議長** 西川議員。

**西川議員** 途中でもいいんで、これ、議会には一旦見せていただきたいなというふうなことは要望したいなと思うんですけど、その辺は可能ですかね。

**杉本副議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** ご意見は分かりましたけども、現時点では、同じ答弁にはなるんですけど、案の段階で、実際、具体的な方向性が定まった時点で報告するものという位置づけで昨年度策定いたしましたので、今しばらくお待ちいただけたらと思います。

**杉本副議長** 西川議員。

**西川議員** 今しばらく。やっぱり気になるところやと思うんです。これ、都市マス、令和8年度、今から策定業務、今回の予算でも多分入ったと思うんですけど、8年度で策定していくというところで、やっぱり前段というか、そこの地域の、そこのエリアの前段となるところ、この位置づけって結構重要やなと僕は思ってるところもありますので、総建の協議会なりでもいいんで、何かしら示していただけたらなというふうには要望したいなと思います。協議会とかでもいいと思いますし、その辺、お願いをしたいなと思います。

当該の跡地、また、道の駅かつらぎを核とした当該エリアについては、本市としては、滞在周遊型観光及び中南和観光の広域観光の拠点として位置づけられました。これまでの取組及びその成果についてお伺いをします。

**杉本副議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 道の駅周辺エリアのにぎわいを創出する目的で、令和6年度より芝桜まつりを実施しております。令和6年度は1日の開催で約1万人、令和7年度は9日間の開催で約3万人の方が会場を訪れ、葛城市の新たな観光スポットとして定着していると考えております。

**杉本副議長** 植田産業観光部長。

**植田産業観光部長** 道の駅かつらぎには観光インフォメーションがございますが、休日には観光ボランティアガイドの会が常駐して観光案内を行っております。また、令和5年度に導入したデ

デジタルサイネージにより、市内の観光やグルメ情報を発信しているところでございます。さらに、第1回にはやちゃんこ鍋コンテストや、しあわせの森公園展望広場で青空ヨガ、天体観測を実施するなど、道の駅の来客者をイベントに誘客し、また、イベント参加者が道の駅を利用するといった相乗効果や滞在時間の長期化による消費額の増加に取り組んでいるところでございます。

**杉本副議長** 西川議員。

**西川議員** けはやちゃんこ鍋コンテストとか、いろいろと、しあわせの森公園などでもイベントをしていただいて、あそこをソフト面、いろんなイベントで盛り上げていこうということについては、ある一定にぎわいを見せてるのかなと思います。芝桜まつりにしたってそうですね。今度また多目的広場でサーカス興行もやるというふうにも聞いておりますし、その辺、インターチェンジェリアというよりも、周遊型というよりも、道の駅としては、今、本当に非常ににぎわいを持たせてるのかなと思います。ただ、滞在型周遊観光とか、中南和観光の玄関口というところでは、まだまだやっぱり浸透もしてないし、まだ足らんのかなというところもあります。

滞在周遊型観光案内については、先ほども答弁いただきました、観光ボランティアガイドによる観光案内とか、デジタルサイネージによる発信によって市内の観光を促されているということをされてます。それは理解しましたけども、道の駅に訪れた方が、それによってどれぐらいそれを利用して、市内のほかの観光資源に寄与されていくか。その効果については検証されているのかということもお聞かせ願いたい。それと、また、もう一つの、中南和観光の広域観光の拠点についての取組については、パンフレットなどはたしか置かれてたかなと思います。それ以外に何かほかに取り組んでおられるということはございますでしょうか。

**杉本副議長** 植田産業観光部長。

**植田産業観光部長** 令和6年度の実績では、道の駅の1日当たりのレジ通過者数が1,466人で、観光インフォメーションの1日当たりの利用者数が57人、デジタルサイネージの1日当たりの利用者数が11人でございます。道の駅で買物をした方の約4%の方が観光インフォメーションを利用し、そのうち4人に1人がデジタルサイネージを利用していることとなります。デジタルサイネージの利用後の観光客の影響についての具体的な数値をはかるための手段は現時点ではございませんので、今後、デジタルサイネージなどに情報を提供している飲食店や観光施設に対してアンケートを実施するなど、効果測定方法を研究してまいります。また、広域観光の拠点としての取組といたしましては、これも観光インフォメーション内のデジタルサイネージにおきまして、本市の情報に加え、奈良県が作成した観光プロモーション動画につきましても配信を行っているところでございます。

**杉本副議長** 西川議員。

**西川議員** 道の駅で買物をした方、観光インフォメーションを利用されてるのは4%。これ、多いんか少ないんかと。4%っていったら少ないなと思いますね。もうちょっと市外、そんなん、大方の方が、結構市外もそうやし、県外から来られているのに、やっぱり4%しか観光イン

フォーメーションのところも使われていないというのは、そんだけ浸透してないのか、PR、ここに観光案内所がありますよということが分かってないということもあるのか。何か原因があるのかなというふうにも推察するところなんですけど、質問、今しませんけども、その辺も、何でこんな4%でとどまってるのかというところも併せて、1回検証していただきたいなというところはございます。

それと、要は、その4%のうち、どんだけ市内観光とかに促せたかという、これ、はかれませんかという、はかったことがございませんという回答やったんですけど、ここ大事なんじゃないかなと思います。観光案内所に行ってもらって、ほかの飲食店であったり、文化遺跡であったり、その辺にやっぱり寄与しているのかどうかというところは、やっぱり市としてもしっかりと把握をしないとかなあかんのじゃないかなということもありますので、ここの効果検証についても、やっぱりしていただきたいなと思います。4%は、僕は、かなり少ない、認知されてないんじゃないかなというイメージを持っています。多分50%以上の方は市外、県外から来られてるんじゃないかなと思いますし、道の駅のほうには、やっぱり観光案内についても、もっとPRをしていただいて、中南和観光の拠点になると言うところもありますので、その辺はしっかりと力を入れていただきたいです。

また藤原宮の話も後で出てきますけど、その辺も含めて、しっかりと葛城市が一旦、中南和の窓口やという意識を持って取り組んでいくのが、葛城市の周遊型観光もそうやし、滞在型観光につながるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひともよろしく願います。

続いて、道の駅かつらぎについては、連日、特に休日ともなると、多くの利用者でにぎわっておるところでございます。駐車場に入れず、渋滞というのも起こっているときもでございます。本市としてそれ当然把握しておられると思いますけども、何か対策等ありますか。

**杉本副議長** 植田産業観光部長。

**植田産業観光部長** 休日やイベント開催時など、周辺道路にまで渋滞が及んでいる場合には多目的広場を臨時駐車場として利用するなど、指定管理者と対応を協議しているところでございます。

**杉本副議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 都市整備部の安川です。よろしく願います。

道の駅かつらぎの駐車場不足は、年間100万人を超える来客数に対して喫緊の課題であると認識しております。多目的広場を駐車場として整備するには、道路事業及びまちづくり交付金事業を活用して整備した施設であり、供用開始後10年間は目的外使用が制限されております。このため駐車場への転用に当たっては、近畿地方整備局と協議を行い、必要な手続を経た上で整備を進めていく必要があります。

以上です。

**杉本副議長** 西川議員。

**西川議員** 認識はしていただいておりますし、今、都市整備部の部長のほうからもありましたけど、そういう交付金事業を活用されておるので制限がありますよと、今のところはという回答でございますけども、これから公園とか多目的広場についても、誘客をす

るため、本市として力をここについても入れていきたいと、多目的広場や公園の整備等、力を入れていきたいという答弁も過去されております。近隣地域へ迷惑等かからないようにするためにも、駐車場の整備及び拡張は必要であると考えております。多目的広場及び公園付近には駐車場利用ができそうな民間の土地も見受けられますけども、市としては現時点ではどのような見解を持っておられますか。

**杉本副議長** 植田産業観光部長。

**植田産業観光部長** 現時点におきましては、駐車場の整備予定はございませんが、先ほどもご答弁いたしましたように、繁忙時には多目的広場を臨時駐車場として利用するなど、指定管理者と対応を協議するとともに、今後の利用状況を見据えつつ、研究してまいります。

**杉本副議長** 西川議員。

**西川議員** 今は公園等もなかなか整備ができてない状態でありまして、道の駅の利用者だけで満杯になってくるといってもありますけども、これからリムジンバス等々の計画もある中で、いろいろとやっぱりあそこを活用される方がもっとも増えてくると思います。そんな中、やっぱり駐車場というのは喫緊で必要になってくるんじゃないかなというふうに感じておるところでもございます。

先ほど、答弁、安川部長のほうからもありましたけど、2026年11月で事業完了後、大体10年が経過していくというふうに考えておりますけども、いつ設計とかに着手していくとか、そういう具体的な計画はございますか。

**杉本副議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 具体的な計画はございませんが、多目的広場については平成30年度をもって事業完了しており、国庫補助金を活用した整備であることから、供用開始後10年、目的外使用ができないという制約がございます。当該箇所については、令和10年度末をもって10年が経過することとなり、令和11年度以降、近畿地方整備局と協議を行い進めていくこととなります。

**杉本副議長** 西川議員。

**西川議員** 今2026年ですので、2年後には整備局等々も協議をしながら、協議というのはやっぱり年数がたたとと協議できへんもんなのかなというところもあるんですけど、やっぱり裏の利用の仕方というのは、もうちょっと早々にやっぱり考えていきたいなというところもございます。その辺は協議していくということをお願いさせていただきます。

しあわせの森公園については、芝桜まつりなど定期的な催しは行われていますけども、整備もままならない状態でございます。これ、いろんな議員さんが、杉本議員さんも言うたはりましたけども、斜めの多目的広場、芝桜まつりするのもええけど、キッチンカーなんか、油が斜めになってたりとか、危ないんちゃうかとかいういろんな意見もありますし、その辺について整備をしていくのをどういうふうに考えておられるか。本市としての構想というのはいかがでしょうか。

**杉本副議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 芝桜まつりの会場となっている道の駅多目的広場につきましては、令和8年度に国の交付金を活用し、より使いやすくするような広場の整備の設計業務を行う予定となっております。

ます。

**杉本副議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** しあわせの森公園につきましては、砂防指定地であることから、建築物や構造物の設置については奈良県と個々の協議が必要であり、整備には一定の制約がございます。こうした制約を踏まえた上で、現在植栽されております芝桜の適切な管理を継続するとともに、植栽の充実を検討し、四季を通じて来場者に楽しんでいただける公園づくりを進めてまいりたいと考えております。

**杉本副議長** 西川議員。

**西川議員** 今の予算に上がってくるんですかね。あまり深掘りはしませんけども、ほんなら、平らになるということですね。それは分かりませんね。今から予算上がるからね。あんまり深掘りはしませんけど、その辺で使いやすいように考えていかれるということは今答弁されました。そういう予定であるというふうに答弁をされました。ここについては、本当に芝桜、それはきれいですし、そのときには、いつかはすごい来場者数もありますし、本当にいいのかなと思うんですけど、ただ、やっぱりもったいない。展望広場に行きたくても、なかなか上がるのもしんどいし、急なところも、ドッグランとか、そういうのも整備してほしいという要望も聞きます。また、遊具とかアトラクションなどの整備というのも、やっぱりあこに訪れる方は望んでるということも聞いておりますし、あとバーベキュー広場とか、その辺もあつたらいいんじゃないかという声も聞くし、今やったら、はやりのRVパークですか。RVパークというのかな。車で車中泊というんですね。ああいうのをしたいという要望もいろいろと上がっています。あそこの裏の活用というのは、これからやっぱり道の駅との相乗効果にも絶対つながると思いますので、いろいろと葛城市もしっかりと手を入れていくと、計画をしていくというふうに考えていただきたいなと思います。

四季を、先ほど、通じて楽しめる公園にしたいという都市整備部の安川部長からもありましたけども、整備に投資をしていくにも本当に予算がかかるというものでございます。天王寺公園のてんしばとか、豊田市の鞍ヶ池公園、鞍ヶ池公園って、僕、行ったことないんですけど、ホームページを見ましたら、すごい葛城市に使い方が、ロケーションも含めて、何か似てるんです。アウトドアを中心とされて、建築家の隈研吾さんとかがプロデュースされたりとかということもされてますし、本当にいろんな公園がございます。それらがやられているのが、Park-PFIを活用した手法によって成功されているということもございます。本市としても、民間の資金力、アイデアを利用した取組をしてもいいんじゃないかなと考えるところでございますけども、市としての見解はありますか。

**杉本副議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** Park-PFIの活用についてでございますが、令和4年11月に実施のサウンディング調査においても、大規模投資には慎重な意見が多く、事業化に向けた課題も多く指摘されております。また、当該公園は砂防指定地に位置しており、施設整備に係る制約が大きく、Park-PFIの手法にはハードルが高い環境にございますが、引き続き研究してまいりたいと考えております。

杉本副議長 西川議員。

西川議員 どういう基準で、砂防指定地域というのはもちろんそれはそうなんですけど、それと民間の資金活力を活用したというところが何でハードルが高いのかなというところが、あんまりそこが分からないんですけど、何せ、民間の資金力をしっかりと当てにしながら、葛城市が思い描くような公園とかまちづくりをしたいという、これほどこの市町村も今取り入れたい手法でやられてますので、やっぱりしっかりとその辺も研究、検討していただいたほうがいいと思います。サウンディング調査がどうのこうのじゃなくて、葛城市がやるかやらないかなんです。そやから、そういうのをもう1回、再度考えてもらうというところは必要なかなと思います。

続いて行きます。ナイトタイム観光も本市として提案をされて、ライトアップも行われていますけども、その後の計画というのはございますか。

杉本副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 ナイトタイム観光といたしましては、しあわせの森公園の展望広場にて天体観測などのイベントを実施しているところでございますが、今後、宿泊施設の誘致と併せて取り組み、滞在型観光の促進に努めてまいりたいと考えております。

杉本副議長 西川議員。

西川議員 ナイトタイム観光は、そもそも、展望広場に上るためにライトアップされている。外から見るほうが結構きれいなんですけど、ただ、本来のナイトタイム観光は、そもそも言うてはったんは、市のほうで提案されたんは、宿泊をしてもらうというところが前提なんです。そこで、飲食店とかもあってお酒も飲むでしょうと。ほんでそこで泊まっていたかなあかんよねという、本当にナイトタイムの観光、夜の観光、面白いなと思いました。そこに宿泊施設と誘致というところをしっかりと取り込んでいかなんのかなというところでございます。

続いて行きます。(仮称)西の山の辺の道事業と道の駅かつらぎ及び旧奈良県社会教育センターとは相互補完する計画であるのかというところでございます。急に飛んじゃうんですけど。

杉本副議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 道の駅かつらぎにつきましては、(仮称)西の山の辺の道事業におけるルートの中間地点であり、トイレや休憩、食事、買物などのできる重要な拠点であると考えております。また、道の駅かつらぎ観光インフォメーション内のデジタルサイネージなどを通じて、市内の観光やグルメ情報に加えて、(仮称)西の山の辺の道のルートや周辺の立ち寄りポイントなども発信していきたいと考えております。

なお、旧社会教育センターにつきましては現在休館中であることから、今後の動向を見ながら、立ち寄りポイントとして活用できるのか、研究してまいりたいと考えています。

杉本副議長 西川議員。

西川議員 市長がずっと(仮称)西の山の辺の道事業を推進されていると。やっぱりそこは、僕、市長がおっしゃった、山麓地域のまちづくり、この言葉好きなんです。山麓地域のまちづくりに寄与するためにこの道の事業もありますよというところを答弁されておりました。その中

で、葛城インターチェンジエリア周辺も含めて、やっぱりそれは道で考えられておるのかというところは今答弁にあったとおりでございます。そやけど、旧社会教育センターについては、立ち寄りポイントにするかどうか分からんということなんですけど、これはするべきですよ、多分ね。

続いて行きます。令和7年度において、(仮称)西の山の辺の道については、整備に向けた現地調査の予算として、附帯をつけたんですけども、認めていったというところがございます。具体的なルートや道の名称などについては議会に示されていないと記憶しておるんですけども、今、答弁にもありましたように、これらのエリアにも互換性がある中で重要な位置づけにございます。そこで現在の都市計画マスタープランに示されている古道と緑のレクリエーション軸と(仮称)西の山の辺の道、それは(仮称)西の山の辺の道であるのかということを知りたいんです。そうか、また新たな道として都市計画マスタープランに(仮称)西の山の辺の道というのを示されていくのかということをお聞かせ願えますか。

**杉本副議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 現行の都市計画マスタープランにおきましては、古道と緑のレクリエーション軸を都市骨格の1つとして位置づけております。(仮称)西の山の辺の道は、この古道としての歴史的価値とレクリエーション軸としての機能を体現するものであり、令和8年度に策定する新たな都市計画マスタープランへ明記する方向で検討してまいりたいと考えております。

**杉本副議長** 西川議員。

**西川議員** かなり重要な道の事業になりますよ、これ、都市計画マスタープランに示していこうとすると。そのルートとかも、僕の中では、どこを通るとかというところもまだ示されてないし、道の名前というところもやっぱり示していただかんと、結構軸となる、都市マスに明記されるということですので、その辺は議会に何らかのタイミングでお示しをしていただいたほうがいいかなと思うところでございます。それ、お願いしておきますね。

続いて行きますね。飛鳥・藤原の宮都が、国内推薦を受けまして、令和8年にユネスコ世界遺産に登録される可能性というのがかなりの高い確率で見えてきております。中南和観光の玄関口として、今以上に国内や国外からも来訪者が増加すると予想されますけども、本市としてのこれについての取組についてお伺いします。

**杉本副議長** 植田産業観光部長。

**植田産業観光部長** 飛鳥・藤原の世界遺産登録により、奈良県全体の観光客の増加が見込まれ、特に奈良県の西の玄関口である葛城インターチェンジを有する本市といたしましても、国内外からの来訪者が増加すると見込んでおります。また、明日香村や橿原市は、本市とともに、竹内街道・横大路(大道)活性化実行委員会の構成団体でもありますので、他の構成団体とも連携しながら、更なる観光客の誘致に努めるとともに、多言語対応観光ホームページG o K a t s u r a g i や多言語観光案内看板により本市のPRを行ってまいりたいと考えております。

**杉本副議長** 西川議員。

**西川議員** 周辺の近隣市と、かなりこれについても連携をとっていかなあかんことかなと思います。

観光案内については今もやられていますけども、多言語観光案内看板というのをもっとPRしていくということでございます。もっとないのかなと思うんですね。その辺はね。今以上に何か、見えてないところもありますので、これについては、やっぱり外国人への対応とかいうところも含めていろいろと考えていかんなんことも多々出てくるのかなと思います。そのとき、そのときに応じていろいろと相談をさせていただいて、また提案もさせていただきたいなというところでございます。

それでは、葛城インターチェンジ周辺まちづくりと令和8年度で策定する都市計画マスタープランについては、どのように相互関係として考えられているのか、お聞かせ願えますか。

**杉本副議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 令和8年度に策定する新たな都市計画マスタープランでは、当該エリアについて宿泊施設を誘致できるよう、ゾーンや地区計画を設定できる区域として位置づけることを検討してまいりました。こうした中、奈良県において、インターナショナルスクール等の教育施設誘致の動向が示されたことを受け、市といたしましては、宿泊施設の誘致という方針を持ちつつ、教育施設の誘致についても視野に入れ、地区計画の設定により幅広い施設の立地が可能となるよう検討してまいりたいと考えております。また、奈良県社会教育センター跡地については、土地の所有者である奈良県の誘致に向けた動向を注視しながら、県と市が連携して取り組んでまいりたいと考えております。

**杉本副議長** 西川議員。

**西川議員** 昨日の谷原議員からありましたんで、次の質問というのは、教育施設は葛城市が率先して誘致をしていくんですかということを探ねようと思ったんですけど、方向は変わってないという話を昨日もおっしゃっておいりましたので、葛城市に関しましては、今まで議会とも話してきたような形で、その路線で計画を進めていくということをお話されていたかなと思いますので、次の質問は飛ばさせていただきますね。

続いて、観光ゾーンとして位置づけられた区域にあっては、どのような施設が計画可能なかということをお聞かせ願えますでしょうか。

**杉本副議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 新たな都市計画マスタープランにおいて、当該エリアを地区計画を設定できる区域として位置づけることを検討してまいります。観光ゾーン等に位置づけられた区域では、宿泊施設、付随する飲食店等の立地が可能となりますが、教育施設の誘致に対応できないということでございます。一方、地区計画の設定では、宿泊施設に加え、教育施設等、より幅広い施設の立地が可能というところでございます。

**杉本副議長** 西川議員。

**西川議員** 今、答弁ございましたけども、教育施設にあっては、市街化調整区域にあっても、都市計画法の第34条1号の、学校教育法に定める公益的な建築物と公益的な施設というところで、私の中での認識としては、建築計画が可能やというふうに考えておるんですけども、今、答弁にございました教育施設というのはどのようなものを想定されているのかということをお

聞かせ願えますか。

**杉本副議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 都市計画法第34条第1号につきましては、市街化調整区域内の居住者の日常生活に必要な施設が対象であります。学校教育法に定める学校はこれに該当するものでございます。しかしながら、今後どのような教育施設が誘致されるのか、現時点では不透明な状況であることから、個別の開発許可のみでは対応が困難となるケースも想定されます。そのことから、地区計画の設定により、教育施設も含めた幅広い施設の立地が可能となる区域としての設定も視野に、都市計画マスタープランの見直しの中で検討してまいりたいと考えております。

**杉本副議長** 西川議員。

**西川議員** 今回、奈良県のほうがそういう形で、インターナショナルスクールということも急に上がってきて、寝耳に水というんですか、そういうことやったんですけども、もともと、奈良県社会教育センター、あれ、教育財産、教育施設でございまして、教育施設なんですね。その辺の意味で言うたら、門戸を広げておくという意味では、地区計画、方向性はずれたらあかんと思いますよ。今まで議論している中ね。ただ、地区計画を策定するのに、狭めるのではなくて門戸を広げるという意味では、今おっしゃったことがいいのかなと思っております。ただ、観光という形で位置づけた中で、今、本市は進めていますので、その辺については筋をしっかりと通していただきたいなというふうに要望はしておきます。これはなかなか、いろいろと奈良県との協議も必要になってくると思いますけども、その辺についてはお願いしておきたいなと思います。観光ゾーンと地区計画についてどのような関連というのがあるのかということもお聞かせ願えますか。

**杉本副議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 観光ゾーン等と地区計画は、市街化調整区域内にある建築制限を緩和するための手法という点では共通しておりますが、その効果に違いがございます。観光ゾーン等として位置づけられた区域は、ホテル、旅館等の宿泊施設等の立地を可能とするものでございますが、施設ごとに奈良県と個別の協議、許可が必要となります。ただし、教育施設誘致に対応できないという限界もございます。一方、地区計画の設定は、更に踏み込んでエリア全体の土地利用ルールを一括して定めるものであり、宿泊施設に加え、教育施設を含む、より幅広い施設の立地が可能となります。ただし、地区計画の設定に当たっても、都市計画法に基づく奈良県との協議、同意が必要であり、引き続き県と緊密に連携してまいります。

**杉本副議長** 西川議員。

**西川議員** 今、答弁にあったとおりでございますけども、地区計画しか、まずは都市計画マスタープランですわ。令和8年度の中で策定していく中でしっかりとその位置づけを確立していくところですね。これはほかの、葛城市全体なんで、もちろん工業ゾーンもありますし、観光ゾーンとなるのか、何々ゾーンとなるのか、分かりませんが、その辺の位置づけというのもしっかりと確立していただきたいのと、葛城市にはそのゾーンというのが今はないので、それはしっかりと位置づけをしていただきたいなということでございます。

それで地区計画でしっかりとより具体的に定めていって、その地区、エリアの活性化につながるというところでございますので、しっかりと土壌を葛城市がつくってあげないと、これは市でしかできないことなので、その土壌をしっかりと整備していただいて、条例もマスタープランも整備していただいて、企業等が進出しやすいようにしていただけたらなというところでございます。

安心したんは、やっぱり昨日の答弁、谷原さんからでも聞きましたけども、その答弁も、葛城市は観光に今力を入れていくよというところは、そこはぶれないというところは今答弁でおっしゃっていただいておりますので、それに突き進んでいっていただきたいなというところでございます。これは議会でもいろいろとだいたい議論をして決めていったものなんで、そこについてはしっかりと邁進をしていただきたいなというところでございます。まだ時間あるので、市長、このエリアについては何かありますか。ないですか。

**杉本副議長** 阿古市長。

**阿古市長** 突然のご質問でございますので、あれですけども、山麓エリアのまちづくりという言葉に対しまして共感いただいているというのは非常にありがたいと思っております。今回の質問の中で一番最初に出てきたのが、道の駅かつらぎの西側のエリアでございます。本来マイナスのイメージの強かったエリアでございますけども、芝桜という1つのものが出てきてから、非常に夢が描けるエリアに変わったのかな。いろんなものをつくり上げていくという可能性があるんだということを改めて認識できたのかなと思っております。

そして、山麓エリアにつきましては、北のほうからいきますと、加守から、新在家から、染野から、當麻から、竹内から、兵家、太田、中戸、寺口、抜けると怒られますね。平岡、山口、笛吹、梅室と、それから下へ降りていくルートもでございますので、当然のことながら、大屋、葛木、新庄と、それから忍海エリアのほうに入っていくわけでございますけど、非常に広範囲のエリアになります。それが1つのキーワードとして、仮称ではございますが、西の山の辺の道という言葉、1つの提案をしたことによって線としてつながる、これもまた、これは葛城市にとって夢が描けるエリアに変わってきたのかなと思っております。その地域、地域の皆さん方がそういう気持ちを持って取り組んでいくことが、葛城市の一番いいまちづくりにつながるのかなという思いでございます。

行政が全てできるということはありません。地域の皆さん方と話をしながら、今回マスタープランでも、4つのエリアに分けて説明に回らせていただいておりますけども、その中で地域の皆さん方の意見を聞いて、自分たちが住んでその場所が、これから将来どんなまちになってほしいのかという夢をそこにたたき込んでいきたい、詰め込んでいきたいという思いでございます。その1つのツールとして西の山の辺があり、そして観光ゾーンがあるのでと考えておるところでございます。議員におかれましては、引き続いてのご質問をいただいておりますことに感謝を申し上げます。

以上でございます。

**杉本副議長** 西川議員。

**西川議員** ありがとうございます。以上で終わります。

**杉本副議長** 西川善浩議員の発言を終結いたします。

次に、9番、奥本佳史議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

9番、奥本佳史議員。

**奥本議員** 皆さん、こんにちは。9番、奥本佳史でございます。議長のお許しを得ましたので、私から一般質問させていただきます。

本日の通告事項2点でございます。1点目、葛城市農業者健康管理休養センターの取扱いについて。2点目、近鉄当麻寺駅周辺の歩行者安全対策についてでございます。

以降の質問は質問席からやりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**杉本副議長** 奥本議員。

**奥本議員** では、よろしく申し上げます。初めに、葛城市農業者健康管理休養センター、通称たいま温泉ですけれども、この取扱いについて質問してまいります。休止施設扱いとなっている葛城市農業者健康管理休養センターですけれども、以降、センターと申します。合併後、一度も稼働することがないまま、建物補修や維持管理費用が投じられていますが、再開のめどは立っておりません。これまで議会においても、何度も質問がなされていますが、研究するとの答弁に終わっております。建設時の国庫補助の絡みもあって非常に解決が難しい案件ですが、いつまでも結論を先延ばしにはできません。今回は、今後の確かな方向性を確認する意気込みで臨んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では最初の質問です。今回質問するに当たりまして、財産管理台帳を情報公開しておりますけれども、まずこれについて確認します。農林水産省との補助事業となったのは、農業者健康管理休養センター本館である研修棟と北側の平屋の多目的ホールの2つの施設で間違いのないでしょうか。

**杉本副議長** 植田産業観光部長。

**植田産業観光部長** 産業観光部の植田でございます。よろしく申し上げます。

葛城市農業者健康管理休養センターは、研修棟、多目的ホール、健康食調理場の3施設で構成されており、研修棟及び多目的ホールは農林水産省所管の農村地域農業構造改善事業交付金で建設されており、健康食調理場は当時の當麻町単独事業となっております。

**杉本副議長** 奥本議員。

**奥本議員** これまでの議会の審議の中で、行政のほうから、休養センターを休止という表現をされてまいりました。この確認のため、休養センターの設立から休止、現在に至るまでの経緯について、それぞれ、先ほどの3つの建物別に、使用内容も併せて説明願います。

**杉本副議長** 植田産業観光部長。

**植田産業観光部長** 葛城市農業者健康管理休養センターは、昭和56年度から57年度に研修棟を、昭和58年度に多目的ホール及び健康食調理場を建築しております。研修棟は主に農業者の研修及び休養を、多目的ホールはトレーニング室を設けるなど健康増進を目的としております。また、健康食調理場につきましては、施設利用者へ食事の提供をしておりました。現在、多目的ホールにつきましては太鼓の練習場として、また、多目的ホール、指導員控室につきましては猟友会が利用されております。健康食調理場及び障がい者用駐車場1区画、一般駐車場

2区画につきましては、平成28年4月1日から特定非営利活動法人木伊と建物賃貸借契約書を締結しており、使用していただいております。研修棟の浴場部分につきましては、平成9年11月30日にボイラー、ラドン発生器など老朽化に伴う改修が必要となり、様々な検討がなされましたが、修繕は行わず、現在の状態になっております。

**杉本副議長** 奥本議員。

**奥本議員** 研修棟は、平成9年12月1日から、これまで28年3か月にわたって使われていないということです。これまでのご答弁では、施設は休止中であって、廃止しない限り、補助金返還の対象とはならないとの見解でした。しかし、これについて、私、県の担当部局で確認してまいりました。そうすると、補助金を導入した施設が補助目的どおりに使用されなくなった時点で目的外使用になるという説明がございました。ということは、この施設が使えなくなって使用継続を放棄した時点で、補助目的に沿っておらず、補助金を返還する必要があるものと解釈できますが、この点について改めて市の見解を伺います。

**杉本副議長** 植田産業観光部長。

**植田産業観光部長** 現在、休館状況が長く続いています。建物につきましては当時のまま現存していること、また、現在も葛城市農業者健康管理休養センター施設全体としては一部利用者がいらっしゃることから、問題はないと考えております。

**杉本副議長** 奥本議員。

**奥本議員** 休止中ではなく、休館中だという認識だということですね。この点については、今後のこともありますので、これ以上突っ込まないことにしておきます。

では、次の確認に移っていきます。建物は使っていないなくてもメンテナンス等が必要になると思いますが、休館中の施設維持にかかった費用についてお答えください。

**杉本副議長** 植田産業観光部長。

**植田産業観光部長** 文書取扱規程の保存年限がございまして、平成27年度から令和6年度の費用でお答えいたします。施設維持管理費用といたしましては、まず、電気設備の保守点検や警備、消防設備点検などで1,128万2,117円。次に、電気、ガス、上下水道などの光熱水費として1,010万2,826円。次に、施設老朽化などに伴う改修工事費として2,245万8,272円で、合計4,384万3,215円となっております。

**杉本副議長** 奥本議員。

**奥本議員** 保守点検、警備に含まれるものとしては、電気設備の保守点検、消防設備点検、空調設備保守点検、施設清掃費、緑化管理費、施設警備費が挙げられます。改修費に含まれる主なものとしましては、老朽化に伴う屋根の修理、電気工作物の修繕、消防設備の修繕、雨漏りの修繕、給水設備修繕などの費用が過去にかかっております。今お答えいただきました以上が平成27年まで遡って確認できる金額で、これ以前は公文書廃棄対象となっておりますので、使われなくなった平成9年から26年までの施設維持にかかった費用については不明ということでした。

ここでもう1点確認します。令和2年に消防法における用途変更がなされておりますが、これは賃貸借契約を交わしているNPO法人に関連するものと推察されますが、本館の施設

改修を行えば、補助金支給要件である用途変更の条項に抵触するのではないのでしょうか。

**杉本副議長** 植田産業観光部長。

**植田産業観光部長** 健康食調理場を特定非営利活動法人木伊が利用していることで、研修棟への影響を考え、研修棟へ続く通路部の防火対策の強化が必要となったための改修工事で、補助金支給要件上の用途変更には該当いたしません。

**杉本副議長** 奥本議員。

**奥本議員** ただいまのお答えで、NPO法人に貸し出すに当たっての研修棟の改修は、補助金支給要件には抵触しないということを理解いたしました。ちなみに、NPO法人へ賃貸借契約に係る金額については、今現状どうなっておりますか。

**杉本副議長** 植田産業観光部長。

**植田産業観光部長** 賃貸借契約書第5条第1項に、賃借料は月額5万円とする。また、第3項に、使用財産に付随する電気、ガス、上下水道などの諸設備の使用に必要な経費は別途負担すると規定しており、使用者の負担となっております。

**杉本副議長** 奥本議員。

**奥本議員** ありがとうございます。NPO法人への賃貸借関連で生じた金額、これ、計算すると総額で809万6,852円となるんですけども、これは全てNPO法人の負担となっており、市からの持ち出しはないということでした。

ここで事務局、すいません。資料6の掲示をお願いします。数字が小さくてすいません。申し訳ないです。この資料は、これまでのご説明を基に農業者健康管理休養センターの維持に要した費用と、補助対象施設ではありませんが、健康食調理場等の賃貸で得た金額を相殺しまして、休養センター全体で見た場合の市の負担額をまとめたものの表になります。分かりにくいんで言葉で説明しますね。

まず、先ほどのご説明のとおり、保守点検、警備費の合計が1,128万2,117円、改修費の合計が2,245万8,272円、光熱水費の合計が1,010万2,826円となっております。これでいきますと、平成27年度から令和6年度まで、葛城市として、休養センター維持のために4,384万3,215円が投下されていることが分かります。それで、木伊さん、NPO法人に貸したやつを、これは費用じゃないんですけども、これを一応プラスの資産として入ってきたとして、相殺した金額がそこに明示されている金額となります。

今現状では、平成27年からが数字分かるということでしたが、そしたら、書類のない平成10年、9年末からなんですけども、仮に10年からと起算して、10年から平成26年までのこの期間についてどうだったか。これもあくまで推計でしかないんですけども、保守点検、警備費、光熱水費に関して、先ほどの文書が残ってる平成27年、これが一番金額的に安いんで、これの仮に85%と仮定して、改修費は全く行われなかったと、ゼロとして合算すると、トータル合計が5,758万円程度になります。ということは、これまで、休館後から使えなくなっただけから、昨年、令和6年度末までにこのセンター維持に要した費用というのが4,948万円強という形になるんですけども、ざっと5,000万円、これが現状このセンターに対して投入されていた数字となるわけです。あくまで設計値なので、確定した金額ではございません。

では続きまして、今の数字を基に、覚えておいてください。続きまして、このセンター建設に際しての農林水産省所管、農村地域農業構造改善事業交付補助金について伺います。これまでの予算特別委員会や決算特別委員会における議会説明では、補助金を受けて建設した施設については早期の除却はできないとのことでしたが、間違いはないでしょうか。

**杉本副議長** 植田産業観光部長。

**植田産業観光部長** 現在、県と建築当時の財産管理台帳に基づき、建設の耐用年数の考え方などについて協議を行っているところでございますが、現在のところ、研修棟では令和29年12月9日、多目的ホールは令和30年11月9日が償還期限となっております。

**杉本副議長** 奥本議員。

**奥本議員** これまでの答弁と同じです。確かに財産管理台帳を確認しますと、研修棟の処分制限期間が2047年、令和で換算すると令和29年の12月9日、多目的ホールが2048年、令和でいきますと30年の11月9日となっております。しかし、私が直接、県の担当部局に確認したところでは、財産管理台帳が示す年限以前に除却を前倒しすることは可能と。また、その年限についても決まりはないとの回答をいただいておりますが、本当のところはどうなんでしょうか。

**杉本副議長** 植田産業観光部長。

**植田産業観光部長** 財産処分に係る承認申請をし、承認された場合は、処分期限以前に償還することも可能でございます。

**杉本副議長** 奥本議員。

**奥本議員** 処分制限期日を待たずに処分はできると。しかし、その場合には返還金が発生するということですね。では、仮に、あくまでも仮ですけども、今年度末、この3月末に施設を処分したと仮定した場合の返還金の金額は幾らになるのでしょうか。

**杉本副議長** 植田産業観光部長。

**植田産業観光部長** 本市から処分方法などを提示した上で国及び県において判断されるもので、あくまでも現時点での市の試算でございますが、令和8年3月31日を償還基準日とした場合、返還金額は、研修棟、国2,596万4,439円、県751万9,642円、多目的ホール、国911万2,018円、県298万4,883円となっており、合計で、国3,507万6,457円、県1,050万4,525円で、合計4,558万982円となっております。

**杉本副議長** 奥本議員。

**奥本議員** 合計で4,558万982円の返還が生じる計算だということですね。実は返還金額を算出する方法についても県に確認してまいりました。平成20年5月23日20経第385号、農林水産省大臣官房経理課課長発出の「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」に基づきますと、残存簿価または時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する必要があるということでもございました。ちなみに、残存簿価については、財産を管理している市が提示するものであり、時価評価額も市の不動産鑑定により提示されるものであるということですが、先ほどの示された数字はどのように算出されたものでしょうか。

**杉本副議長** 植田産業観光部長。

**植田産業観光部長** 正確な時期は分かりませんが、當麻町時代に作成された計算表があり、これを利用し算出しております。

**杉本副議長** 奥本議員。

**奥本議員** 今となつては、いつ、誰が作成したのか分からない資料ということなんですけども、これも推測でしかありませんが、恐らくは、休館となった時点で当時の担当者が、目的外使用と判断される場合を想定した上でこの補助金返還額をはじいたものではないかと推察されます。いずれにせよ、どの時点のものかは不明ですけども、センター除却による補助金返還額を調査されているのは間違いないと言えます。

では、ここまでの話を一旦まとめてみますね。葛城市農業者健康管理休養センターについては、従来休止中との説明だったが、実は休館中だと。施設を早期除却すると補助金返還が発生し、仮に今年度末時点で除去した場合、国と県へ合わせて4,558万982円の返還金が発生すると。一方、補助対象外の賃貸借施設をセンターと一体とみなして、そこからの収入分を差し引くと金額的には安くなりますが、現状で既にセンターを除却して補助金を返還するよりも多額の維持費用が発生するフェーズに入ってきております。ということは、このまま施設を維持すればするほど市の持ち出しが増えていくことが明らかとなり、本当に早く何らかの決断を下す必要があるということがここから読み取れます。

以上がまずこの分析なんですけども、ところが、まだもう一つあるんです。残念ながら、この議論だけでは済まない点がございまして。それは、これまでの議会の議論で全く俎上には上がってこなかった費用が実はございまして。それが除却に伴う施設の解体費用です。これまでの行政の見解では、この解体費用が高額となるため、代替施設を検討した上で新たな施設建設に対する補助金を受けて除却するというシナリオを多分想定されてるのでないかと考えます。それでは、代替施設を考えずにセンターの除却のみを考えたとき、必要となる費用の想定はされていますか。

**杉本副議長** 植田産業観光部長。

**植田産業観光部長** 除却には、まず除却のための設計をする必要がございまして、昭和58年頃の建築物であるため、アスベストの調査を併せてする必要があり、これを踏まえての解体工事設計となります。仮にアスベストが含まれていた場合、含有量によっては特殊な除去作業が必要となり、設計においてそれを考慮した積算となり、設計、工事に多額の費用が発生することが想定されます。

**杉本副議長** 奥本議員。

**奥本議員** 今の多額の費用とは、具体的にどの程度を見込まれていますか。

**杉本副議長** 植田産業観光部長。

**植田産業観光部長** 現在、県と協議内容を基にした資料作成を進めるとともに、今後かかるであろう施設維持に必要な経費や改修に係る費用、また、解体やその他に係る費用の積算を進め、資料を作成しているところで、見込額につきましては分かっておりません。

**杉本副議長** 奥本議員。

**奥本議員** まだはっきりした金額は分からないと。この問題、私、議員になってからですから、もう

9年目になるんですけども、ずっと言い続けております。ほかの議員さんも、私が議員になる以前から、これを課題とされてた方もいらっしゃるんですけども、やっぱりその間、真剣に動けば、もう少し具体的な金額とかも分析できたんじゃないかなと思っております。繰り返し、センターの扱いについて研究すると言っていたんですけども、過去のどこかで誰かが取り組もうとした痕跡はありますけども、結局のところ、行政としての最終的な判断が下せないまま、これまで先延ばしになってきたという、この体制こそが最大の問題ではないかと私は思うわけです。

話を一旦戻しますけども、令和6年度の予算特別委員会の中で市長が、補助金の返還期限が令和30年なので、この施設を葛城市として何かの形に変換してまで使いたいものがあるかの検討も進めていきたいと答弁されております。ところが、この場所というのが、土石流イエローゾーンと急傾斜レッドゾーンに該当しているとしてございます。こういった土地に新たな施設を設ける、あるいは何か違うことに転用するという事は可能なのでしょうか。防災上の観点とファシリティマネジメントの観点からお答えください。

**杉本副議長** 植田産業観光部長。

**植田産業観光部長** 土砂災害警戒区域の指定につきましては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき区域を指定されております。当区域内に新たな施設を計画する場合、都市計画法、建築基準法等、他の関係法令に照らしてどのような要件となるのかは建築用途に基づき定められておりますので、その建築用途によっては、対策を施した上で建築できるもの、また、建築できないものがあると考えております。現在、当施設を利用されている方がいらっしゃることも、また、新たな施設計画がないことなどから、当面は現状のまま維持することになりますが、土砂災害特別警戒区域内の公共施設であるとの認識により施設管理を行う必要があると考えております。

**杉本副議長** 奥本議員。

**奥本議員** やっぱりこの施設をどうするか、あるいはその先を見越してどう考えるかというところが先に来るということですね。

それでは、これまでの休養センターの今後について話をまとめてまいります。平成28年3月策定の葛城市公共施設マネジメント基本計画では、休止中の農業者健康管理休養センターは当初の役割を果たしたものと捉え、今後、当該施設の活用方策を検討し、活用困難な場合には解体しますとうたわれております。にもかかわらず、休養センターの処遇が旧町時代から28年以上たっても解決できない理由は、先ほどの補助金返還の問題と解体費用の2つの問題を内包しているからでございます。

補助金返還の問題については、先ほどの検証からすぐにでも対応すべきとしましたが、残る解体費用の問題について論じていきたいと思っております。公共施設の更新需要を担う財源としては、地方債や地方税を中心とした一般財源が考えられますが、現行の地方債制度の下では、公共施設等の解体撤去に充当する経費については、一部の例外を除いて、解体撤去費用のみに充当することはできないという大原則があります。

全国で人口減少と少子高齢化の進展に加え、施設の老朽化が進む中、限られた財源をもつ

て適切に公共施設等の管理を行うためには、中長期的な経費や財源を見込んだ現状分析をした上で、施設管理に関する基本的な方針を定めることが重要であるとされているのも、こういった理由からです。こうした中、総務省が、昨年、地方公共団体が長期的視点で施設の更新、統廃合、長寿命化などに取り組めるよう、公共施設等適正管理推進事業債を拡充しまして、集約化、複合化等に伴う除却事業に対し30%から50%程度を地方交付税で手当てするということにしたことはまずご存じでしょうか。

**杉本副議長** 植田産業観光部長。

**植田産業観光部長** 公共施設等適正管理推進事業債が長期的な視点を持って、施設の更新、統廃合、長寿命化などに取り組めるとされていることから、適用可能であるという認識は持っておりますが、交付税措置がないため、施設利用の方向性が定まりましたら、もっと有利な別の補助や起債が適用できないか、研究してまいりたいと考えております。

**杉本副議長** 奥本議員。

**奥本議員** ただいまご答弁ありましたように、実は公共施設等適正管理推進事業債を拡充したものの、6つある事項の中で、最後の6番目の除却に関しては交付税措置がないんです。この事業債を使ったとしても、施設を除却して更地にするだけのメニューというのは、それがあんですけども、今言ってるように、交付税措置がなくて、除却事業費の90%を公共施設等適正管理推進事業債で充当できるだけとなっております。要するに起債できるんですね。とは言いません、従来は施設の除却に対しての起債ができなかったことを考えてみますと、この起債による資金調達という方法が確立されたことでも一歩前進とは言えます。しかしながら、私個人的には、このような起債を選択することについては賛同しかねているんです。それはなぜかという、そもそも地方債というのは、財政の平準化、それと現役世代と将来世代が負担を分かち合うというメリットがあるわけなんですけども、そこで初めて選択できるわけです。ところがこの施設に関してこれを使うと、過去一度も施設を利用したことがない世代に負担だけ押しつけてしまうということになりかねず、恩恵を受けた世代と返済を負担する世代が一致しない、受益と負担の不均衡につながるからでございます。

では、どうしたらいいのか。公共施設の除却のみの予算をどのように捻出すればいいのでしょうか。いろいろ調べました結果、ある手法があることが分かりました。それを紹介したいと思います。それは公共施設の除却費用を基金で賄うという方法です。横浜市の資産活用基本方針においては、資産活用を推進する施設活用推進基金に用途廃止施設の解体、改修費等を支援する仕組みが組み込まれています。また、津山市では、公共施設長寿命化等推進基金というファシリティマネジメントを定めた条例の目的に、施設の長寿命化も目的としつつ、解体費用にも充当できると明示することで、起債ではなく基金で対応されております。これらの方法は、新たに条例を制定しなくても、既存の条例の見直しで対応できるという点も見逃せない点であると思います。

余談ですけども、この津山市、昨年、議会のほうでも水道の研修で行きましたけども、津山市は更なる解体財源の確保方法として、解体工事の発注方法を仕様発注から見積り合わせに切り替えることで大幅なコスト削減と業務効率化も併せて実現されております。このよう

に余剰施設解体に関する費用を基金で賄う自治体が出始めておりますけども、補助金がないから解体に二の足を踏む。ほかの施設を統合することで得られる補助金で建物を除却するというこれまでの考えと違う方法であります。これをうまく使うことによって公共施設の総量縮減につながっていくと思うんですけども、これについて市長のご見解を伺いたいと思います。

**杉本副議長** 阿古市長。

**阿古市長** 葛城市の公共施設の総量縮減につきましては、保育施設の統廃合や誘致、それから庁舎、図書館、文化会館の機能を兼ね備えた（仮称）當麻複合施設の整備を進めるなど、着実に進んでいると考えております。農業者健康管理休養センターにつきましては、利用の方向性が見いだせないまま休館を続けております。令和5年9月の決算特別委員会でも答弁いたしました。いずれかの時点では除却作業が必要であると考えております。どのような跡地利用を計画すべきかを考えた上で除却できるというのが一番いいのではないのかと思っています。というのがそのときの答弁であります。

議員がご指摘の、レッドゾーンの話をおっしゃいましたけども、そのレッドゾーンの指定は令和6年の5月であったように記憶をしておりますので、その1年前の答弁でございますので、時間差がございますから、その当時の答弁の正確さとそれ以降のまた答弁をもし求められると、話は若干変わってくるのかなという認識を持っておるところでございます。

施設の在り方につきましては、様々な観点から研究してまいりたいと考えておりますが、議員ご指摘の、基金を積み上げてということになりますけども、結果的には単費の支出になるということでございますので、事業そのものは本来、公共施設の場合、建築物の場合は、建てて最終するまでが1つの事業であるという認識を持っております。ですので、建てたものを解体するというのも1つの事業であるという認識であれば、起債事業であっても考え方は問題がないという思いを持っております。

以上でございます。

**杉本副議長** 奥本議員。

**奥本議員** ありがとうございます。先ほどの基金がどうかという話に関しましては、まず、公共施設は建てて最終的に解体するまでという、この考え方も絶対必要だと思います。過去、日本の経済発展のときに、いろんな公共施設が1970年代につくられました。ところがそのとき、解体のことはほとんど言われることがなかったんです。それが一斉に除却の時期を迎えまして、長寿命化とかいう話が出てますが、不要になった施設が出てきて、これから、そうしたらその解体をどうするかという時期に今入ってきてるわけです。

先ほど市長がおっしゃったように、単費を使うことにはならないということで、基金であっても、単費から出すのも一緒だという話ですけども、私が申し上げてるのは、たいま温泉に関しましてということなんです。今、恐らく、ここにいらっしゃる方、私も含めてですけど、この施設を使ったことがない市民がほとんどなんです。その方たちに解体費用を請求していいものかどうか。これは先ほど言ったように受益と負担の公平性に係るんじゃないか。だから、これだけが非常に特殊な事例かなと思いますので、先ほどああいう提案をさせても

らったわけでございます。

それと令和6年のレッドゾーン指定以前に、ほかの利用を考えた上でという答弁をいただきましたけども、使えるなら使ったほうがいいと思います。ただ、建物は恐らくもう難しいんで、あれをこぼった上であの土地をどうするか。方法としては、1つ、先ほど西川議員からの質問もありましたけど、西の山の辺の道構想の中で、二上山、登山客ってやっぱり増えております。従来やはりあそこの駐車場整備、山に登られる方、散策される方の駐車場の不足ということも叫ばれております。それに係るような整備をすとか、あるいはそれを起点に、天理市がやってるようなトレイルセンターをあこに設けるというのも1つ方法かもしれませんが。また、そういった用途でもし使うのであれば、今現状、実は今日申し上げてませんが、施設の除却に関して、複数の自治体が共同で施設を運用するに当たって、補助というのが実は去年、奈良県できてるんです。これはまた後日、どこかで紹介しますけども、そういったものを活用して、共同事業となる西の山の辺の道のやつに活用するというのも1つ方法かもしれませんので、また、その辺りは研究を重ねていただけたらと思っております。いずれにせよ、ずっと長引いておりますこのセンターをどうするかというところにどこかで決着をつけてほしいと思ひまして、今日はこういう質問をさせていただきました。

では、最後になりますけども、この休養センターに関しまして休養センター運営委員会というのがございますが、ここしばらく開催されておられません。今回、質問内容も踏まえまして、速やかにやはり委員会を開催すべきではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

**杉本副議長** 植田産業観光部長。

**植田産業観光部長** 現在、農業者健康管理休養センター運営委員会を開催するべく、県との協議内容を基にした資料作成を進めるとともに、今後かかるであろう施設維持に必要な経費や改修に係る費用、また、解体やその他に係る費用の積算を進め、資料作成をしているところでございます。資料等整い次第、開催をさせていただくことを考えております。

**杉本副議長** 奥本議員。

**奥本議員** では、よろしく願いしておきます。以上で1問目の質問を終了いたします。

続きまして、2問目の質問に入ります。2問目、近鉄当麻寺駅周辺の歩行者安全対策について質問させていただきます。近鉄当麻寺駅改札周辺については、以前より、朝夕、雨天時の送迎自動車による混雑や歩道にまであふれる駐輪場、踏切内の歩行者の安全確保も含めて、市民から改善を願う声が上がっております。また先頃、駅前の売店が閉店、解体され、更地となったところから、改めて駅周辺の歩行者安全対策について要望させていただきます。

では最初に、踏切の歩行者安全対策について質問してまいります。まず、資料の3をお願いいたします。これ、今現状の当麻寺第1号踏切というところの写真でございます。近鉄当麻寺駅改札を出てすぐのところなんですけども、ご覧のように、県道が斜めに交差しており、車両の対向にも、大型が入ってくると対向が非常に難しいという幅員しかないのを見ていただけると思ひます。

続きまして、資料の2をお願いいたします。このように歩行者が踏切を渡る際には、その際に車両が通過しますと、歩行者は、見てとれる、黄色のゼブラゾーンに入って歩くこととなり

ます。ちなみにこのゼブラゾーンというのは、近鉄さんが本来歩行者の立入りを禁ずる区域を明示しているものでございますけども、車両が来た場合は、残念ながら、こちらのほうに退避するしかないという、そういう状況でございます。

資料1をお願いします。ご覧のように、歩行者の中には、つえを突かれてたり、カートを使ってらっしゃる方、また自転車の方もいらっしゃるわけです。こういった方が踏切を渡る場合は、車両側においても、線路内でストップしたりとか、あるいは渡れるまで待つておかななくてはいけない、やり過ぎなければいけないというのが現状の状態でございます。ありがとうございました。

このような状況を踏まえまして、私は令和3年第4回定例会の一般質問で、近鉄当麻寺駅第1号踏切について、国土交通省の、緊急に対策の検討が必要な踏切道、カルテ踏切リストへの登録をお願いしました。そして当時の都市整備部長から、踏切道安全通行カルテは、踏切道改良促進法施行規則第2条第1項第1号から11号に基準が規定されておりまして、当麻寺第1号踏切はその基準に該当しないとの答弁をいただきました。しかし、横浜市の杉田第2踏切というところで、カルテ課題の通学路要対策踏切として改良された事例がございまして、この適用理由となった踏切道改良促進法施行規則第2条第1項第12号に基づいての対応を再度お願いしましたところ、当時の部長から、当麻寺第1号踏切内の歩道設置について、第12号の規定に適合するものとして取り組んでいただきますよう、道路管理者である奈良県に対し要望していきたいとの回答をいただいております。まずは、それ以降、この話がどうなっているかを伺いたいと思います。

**杉本副議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 都市整備部の安川です。よろしく申し上げます。

道路管理者である奈良県に対して確認したところ、要望当時は、踏切道改良促進法施行規則第2条の12号の基準を満たしていないこと、また、リストに登載する優先順の関係もあり、当麻寺1号踏切は踏切カルテの登録に至らなかったとのことでした。現在も引き続き踏切の状況も変わっていることから、同規則同条の12号、その他交通量、事故の発生状況、踏切道の構造、地域の実情、その他の事情を考慮して、踏切道の改良による事故の防止または交通の円滑化の必要性に特に高いと認められたもの、通学路関連として登録に向け、奈良県と近畿日本鉄道とで協議を進めているとの回答がございました。

**杉本副議長** 奥本議員。

**奥本議員** この当麻寺駅第1号踏切の歩行者安全対策については、地元大字からも市へ要望されていると聞いておりますけども、小学校と中学校の通学路にもなっていることから、子どもたちの登下校時の安全確保について、学校からも要望は出ているのではないのでしょうか。

**杉本副議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 教育部の勝眞でございます。

令和6年度及び令和7年度開催の通学路合同安全会議において、当麻小学校からは、当麻寺駅の踏切については、県道ということもあり非常に車の通行が多い状況にあるが、踏切の幅員が狭いことから、車両が行き交う際に、児童・生徒や歩行者は線路内に入って車を回避

しなければならない状況となっている。歩行者が安全に通行できるよう、歩行者用の踏切の設置について要望するというご意見がございました。これを受けて、県道の管理者である高田土木事務所より、踏切内に歩道設置や踏切内の白線、グリーンベルトの塗装について、近畿日本鉄道と協議中であるとの回答をいただいております。

以上です。

**杉本副議長** 奥本議員。

**奥本議員** 鉄道事業者とも協議が続いていると確認しましたので、引き続き、要望が実現するよう、関係各位の協議をお願いしておきます。

では続きまして、踏切の反対側の歩行者の安全対策についてやります。資料4の掲示をお願いします。これは当麻寺駅改札を出てすぐ西側です。昨年末に更地となりました。売店跡地ですけども、ご覧のように、現在は歩行者の立入りを禁ずるトラロープが張られております。まず、この土地なんですけども、現在どこが所有しているか分かりますか。

**杉本副議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 売店跡地につきましては、近畿日本鉄道の所有地でございます。

**杉本副議長** 奥本議員。

**奥本議員** 底地は近鉄所有ということですね。では、続いて資料の5をお願いします。これは今の空き地から北側、従来からある駐輪場に向かう市道です。実は以前から駐車スペースが不足していて、自転車やバイクが道にまであふれて駐車されているということで、歩行者の通行には支障が出ているところでございます。この駐輪場不足の問題については、平成26年度に、線路を渡った駅の東側に新たな150台スペースの駐輪場を設置していただいておりますけども、駅の西側方面から通勤、通学する方は、わざわざ踏切を渡って東側駐輪場にとめに行かれる方はほぼありません。全くゼロに近い状況です。それで、西側駐輪場の道路への違法駐車は改善されない状況が続いております。歩行者の通行に支障が引き続き出ております。市民の皆様からは、先ほどの売店跡地に新たな駐輪場整備を望む声も上がっているんですけども、この辺り、近鉄の所有ということなんですけども、市としてご検討いただくことは可能でしょうか。

**杉本副議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 跡地の有効利用につきましては、近畿日本鉄道と協議してまいります。

**杉本副議長** 奥本議員。

**奥本議員** 市内の近鉄の駅前を見ると、駐輪場全部あるんですが、道路にはみ出してるのは、やはり当麻寺駅だけなんですよね。ほかのところは大きなところが整備されまして、ほぼほぼ道路にとめてる自転車、バイクは見られない状況になっておりますので、できるだけ前向きに検討を続けていっていただきたいと思っております。お願いしておきます。

では以上、当麻寺駅周辺の歩行者の安全対策について質問してまいりましたけども、当麻寺駅利用者の中で、まず、踏切内の歩行者の踏切内の安全対策というのは長年の願いでございます。また、改札口西側の駐輪場のキャパ不足から生じる違法駐車車両も、安心して通行できるようにしてほしいという声もいまだに上がっております。昨日、川村議員の質問で、

複合施設から当麻寺駅に向けての道路の話が出まして、市長の答弁で、若干増える部分もございましたけども、まずは、私からは、この第1号踏切と駐輪場の整備によって、市民の生命と安全・安心を確保する対策を要望いたしますけども、市長のご見解を求めたいと思います。

**杉本副議長** 阿古市長。

**阿古市長** 当麻寺駅周辺の現状につきましては、踏切内での歩行者の安全確保、西側駐輪場の駐車スペースの不足、また、駅前売店の撤去による防犯面への不安など様々な問題があることは認識をしております。今後は、(仮称) 当麻複合施設や商業施設が完成した後は、県道当麻寺線からの車両通行量の増加が見込まれ、当麻寺1号踏切での歩行者への安全対策は検討すべき重大な課題であると考えております。市といたしましても、複合施設から当麻寺駅の市道の道路改良計画を、安全対策も含めて進めてまいります。また、県道当麻寺線の道路管理者である奈良県に対しましては、当麻寺1号踏切の法指定に係るリスト登録、県道の道路改良を要望するとともに、近畿日本鉄道株式会社様に対しては、駅前売店跡地利用につきましても、駐輪場の確保に加え、観光などの施設への活用等についての協議を進めてまいりたいと考えております。

**杉本副議長** 奥本議員。

**奥本議員** ありがとうございます。非常にいい返答をいただきました。すぐにとは申しませんが、やはり先々、複合施設ができると交通量が格段に見込めるのは間違いございません。それと、先ほど最後に市長が触れられましたように、葛城市の観光の窓口、電車からのアプローチというのは、やはり当麻寺駅から来られる方が非常に多いんです。その辺りも含めて、やはりあの辺の整備というのは葛城市にとって非常に重要な懸案事項だと思いますので、一日も早い改善を望むわけでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で私の一般質問を終わりますけども、今年度を含めまして、この3月末で3名の方が退職されます。この3名の方に対しまして、私、長年、議員になってから、一般質問でいろいろご迷惑かけたりとか、無理言っているようなことをお願いしてまいりました。その都度、やはり丁寧に答えていただいて、また、長年にわたって市政に取り組んでこられたこと、非常に感謝申し上げます。また新年度から新たなところで仕事をスタートされると思いますけども、それぞれの立場で新たにまた活躍いただけますようお願いしておりますので、本当にありがとうございました。

以上で質問を終わります。

**杉本副議長** 奥本佳史議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は15時5分をお願いいたします。

休 憩 午後2時50分

再 開 午後3時05分

**増田議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

最後に、13番、藤井本浩議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

13番、藤井本浩議員。

**藤井本議員** 10人の質問者のうち最後になりました。あと1時間しゃべると思いますが、ご辛抱いただいて、聞いていただきたいと思います。

今回の質問、3件について行います。まず、公共施設における国旗の掲揚についてということでお尋ねをします。いろんな施設あるわけですが、掲げているところと掲げていないところがございます。これをどういう基準でやられているのか。理由は何なのかということをお尋ねしてまいります。

2点目は、今回で6回目になりますけれども、令和5年、今と同じ第1回の議会から申し上げてる、JR大和新庄駅にトイレがないという問題を私自身が問題化しております。これについて、今申し上げたように、6回目になりますけれども、どのように進展していくのかということをお尋ねをします。

3点目ですが、これも12月議会で一般質問で行いました。生ごみ堆肥化施設移転をしたことで、地域のほうで反対ということの運動をされてるところがございます。解決に向けていかなければならないということですが、その後どのようになっているのかということをお尋ねします。

3問いたしますので、3つで割ると約20分間になりますから、20分で時間どおりいけるようによろしく願います。

**増田議長** 藤井本浩議員。

**藤井本議員** それでは1問目、今申し上げました、葛城市にいろいろな施設がございます。その国旗についてということのお尋ねをいたします。これについて、通告の時点で市役所以外の施設ということをお尋ねをいたしますので、市役所については、各市町村、掲げておられるわけです。市役所を除いた施設ということをお話をしていきたいと思っております。

私自身、今回、一般質問とか議論で出す国旗というのは初めてなんですけれども、今までから関心というものがございました。ちょうど3年ぐらい前になるのでしょうか。水道事業が県の一体化に入るか入らないかと言っていた時代、水道局とかよく訪れたわけですが、水道局では毎日毎日、国旗というものを掲揚されてました。非常に立派やなというふうには感じてました。その中で当時の職員の人にそういうことで敬意を表した上で、ただ、国旗が汚れていて、破れてるといいますか、ほころびてるというのか、糸が垂れている。そんなことを申し上げたら、やっぱり同じ掲げるんだしたら、きれいな国旗を掲げてほしいなというお願いをしたところ、理事者の方もご理解をいただいて、市長の理解もいただいて、新しいものを掲げていただいたということで、私自身もそのときは喜んでおりました。

今申し上げてるように、水道局は掲げています。何かやる気とか、水道事業、そういうものを非常に感じるわけですが、まず1点目、時間の制約もございますので、お尋ねをします。市役所を除く公共施設、葛城市にはいろいろとございます。その中で国旗を掲揚している、掲げている施設はどこなのか。また、日時とかその内容についてお尋ねをしたいと思っております。それで、出先機関、外の施設というのは教育委員会部局が多いわけですが、教育委員会には後ほど学校という分野でお尋ねをいたしますので、それ以外の施設については、市の施設という意味合いでお答えをいただきたいと思っております。よろしく願います。

します。

**増田議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 総務部の林本です。よろしくお願いいたします。

現在、本市では、新庄庁舎以外の公共施設におきまして国旗を掲揚しているのは、福祉総合ステーションと上下水道部の事務所となっております。掲揚の時間につきましては、執務時間内ということでございます。

以上でございます。

**増田議長** 藤井本浩議員。

**藤井本議員** 今お答えいただきました。葛城市、施設いろいろ整ってると思います。たくさんございます。その中で、私が先ほど申し上げた、水道、下水道部、水道局、それと福祉ステーション、ゆうあいステーション、ここで掲げているということで、それについては敬意を表したいというふうに私は考えておるところでございます。

続いて、学校の国旗の掲揚、葛城市には2つの中学校と5つの小学校がございます。その状況、同様にどうなってるのでしょうか。お答えください。

**増田議長** 勝眞教育部長。

**勝眞教育部長** 教育部の勝眞でございます。

小・中学校での国旗の掲揚につきましては、市内全ての小・中学校において、入学式と卒業式、また、運動会、体育祭の開催時に、体育館と運動場で国旗を掲揚しています。

以上です。

**増田議長** 藤井本浩議員。

**藤井本議員** 私たちも、ありがたいかな、議員という立場でご招待もいただいて、それなりに国旗を掲揚されているということはよく存じ上げておるところでございます。学校のほうはよく分かりました。学校のほうのお話が出ましたので、教育長にお尋ねをしたいと思います。平成18年に新しい教育基本法というのが掲げられました。そこで新しく、地元に対する愛着とか、国に対する思いとかいうものが新しくそこに掲げられたわけでございますけども、何条でしたっけ。最初のほうにありましたよね。ありました。我が国と郷土を愛するという言葉が新しい教育基本法に掲げられました。こういった関係と、今、国旗を掲揚しているということについては部長のほうからございましたけども、この辺、教育長の考え方について教えていただきたいというふうに思います。

**増田議長** 椿本教育長。

**椿本教育長** 国旗の掲揚と教育基本法との関係ということでご答弁させていただきます。

議員お述べのとおり、2006年、平成18年に約60年ぶりに改正されました教育基本法の第2条第5項において、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことという内容が新たに盛り込まれたところでございます。この教育基本法の理念に基づきまして、文部科学省が定める学習指導要領では、入学式や卒業式などにおいて、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものと規定されているところでございます。し

たがいまして、学校における国旗の掲揚は、単なる慣習として行われているものではなく、法令体系を踏まえ、教育的意義を持って行われているものと認識しておるところでございます。

**増田議長** 藤井本浩議員。

**藤井本議員** ありがとうございます。教育の立場から文科省の指導に基づいてやられているということで、それはそれでよく分かりました。それは学校のことに一旦置いておいて、市の施設について、もう一度戻りたいというふうに思います。市役所を除く施設で、先ほどおっしゃったように、2つの施設が国旗を掲揚されている。しかしながら、それ以外の施設でも、私の近くを見てみると、例えばマルベリーホール、それとか健康福祉センター、歴史博物館、この3つだけ、今、例に出しましたけども、国旗の掲揚台というのはちゃんとポールが立てられています。ここで立てられているにもかかわらず、国旗を見たことはございません。立ててるところと立ててないところ、何がどうなってるのかというのが、素朴な疑問を持っているところです。それについて現状とご答弁を求めます。

**増田議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 掲揚台があるにもかかわらず、立ててるところと立ててないところというのがあるということのご指摘についてでございます。立ててないところにつきましては、これは、いつ頃から掲揚していないかが不明でございます。恐らく合併前の旧町時代から掲揚してない施設もあるというふうに伺っております。ですので、こういった立ててない理由、掲揚していない理由につきましては、把握はしておりません。

以上です。

**増田議長** 藤井本浩議員。

**藤井本議員** 私、先ほど、歴史博物館とか、健康福祉センターとか、マルベリーホールとかを例に出しました。ここは立てられていない。しかし、掲げているところがあるにも、掲げていない理由が分からないというのが市の見解であると。多分そうであろうなと私も推測をいたしました。しかし、建物を建築されたその当時、これはもう皆、平成になってからの建物ですけども、めちゃめちゃ古い建物ではなくて、平成に建てられたものです。掲揚台というのがあるわけですよね。そこに立てられていない。国旗はあるんでしょうか。今から調べてもらうわけにいかないから、答えはいいですけども、新しい建物、そのときの設計、また、いろんな議論があったのか、なかったのか、それは知らないけども、必要だということで掲揚台というものが造られたわけですよね。このところが、教育委員会のように、文科省の指導に基づいてと言いながらも、教育的立場で教育的なところからそういうふうにされている。入学式や卒業式とか運動会とか、行事、そのときには掲揚して、子どもたちにも教えていくということですけども、この辺は、小学校、中学校の間は国旗掲揚するんだ。社会に出ると何もないんだと。私はそこに矛盾を感じるところです。

市の施設でないところ、私、本当に以前から国旗をいつも見てしまうんだけども、消防署なんかでも立ってるし、警察にも立ってます。今日たまたま午前中早く終わったので、昼休みが長かったので、消防のほうにも、広域消防の本部と話もしましたけども、広域消防の本

部でも、国旗掲揚というのは規定を設けて、何時から何時まで立てるんだと。職員の士気を高めるため、また、日本というのか、市民、国民を守るためというふうなことを話をされていました。警察もそうやというふうに思います。ここら辺はきちっとルールというものを、何も明言か文言に書かなくても、それは何らかの形でルールを決めるべきであろうかというふうに考えているところでございます。やはり今、このご時世、だんだんと日本の国も、我が国とかいう言葉を使ったり、もう一度見詰め直そうというような雰囲気、だんだんと変わってきたように私は感じております。

話は前後しますが、アメリカを含め外国では、外国のストリートとかまちを見てると、国旗がわっとかけられているという、テレビ等、これから、今じゃなくても、また今後見たときに、いろんなところに国旗というものがたくさんかけられている。日本も昔はそうでしたよね。祝日とかになると、私は今でも掲げてますけども、家の前に祝日なんかには掲げた。こういうのがだんだん減ってきて、なかなか、構造の関係もあるんでしょう。いろんなものがあると思います。そういった意味で、やっぱり、また話あちこち行きますけども、警察とか消防、ここらは士気を高めて頑張らんなんというところで、公僕の手も持って、そういう決まりをつくってるんだということですので、こういうことを今後検討する余地もあるのかなというふうに私は考えています。

人それぞれによって、日本の誇りとか日本への感謝とか、あまりこういうことを言うと、またいろんな人から言われることもあるけども、やはり国旗にはそういうところがございます。白地に赤くという歌も、今は歌うことはなくなりました。正式名は日章旗といいます。普通は日の丸といいます。今、冬のオリンピック、この前ございましたけども、日の丸を掲げているところで、感動というものも日本人というのは覚えました。また、今、WBC、野球でも日の丸、国旗というものがよく出てまいります。もうすぐ選抜野球が始まりますけども、甲子園にもそれが出てまいります。そういった意味から、今もう一度、そういうところを見直していく時期に来てるのであろうというふうに思うわけでございます。

私自身、今申し上げてるように、教育委員会ではそういうふうに定めがある。でも一般の施設にはないというところ辺で、そこへ入っていきたいと思います。実際、葛城市に何のルールもないわけですか。もう一度確認したいと思います。

**増田議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 本市におきましては、国旗掲揚に関する基本的なルール、また例規等はございません。以上です。

**増田議長** 藤井本浩議員。

**藤井本議員** 何度もすいません。やっぱりおかしいと思わないですか。立ててるところと立ててないところがあって、何のルールもなしに、じゃあ、立ててないところは立ててないところ、立ててるところは、どういう気持ちというのか、それで立てられているのか。市役所は確かにどこの市役所も立てられてるんです。機関、出先の公共施設、これ、ほかの自治体、大阪のほうではそういうルールもつくりながら、立てるように促進してるところもあるんですけども、他の自治体について教えてくださいというのも通告しておりますので、分かる範囲で

お答えをください。

**増田議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 他の自治体の状況でございますが、国旗の掲揚に関する例規を定めている自治体もあれば、また、施設の管理形態により国旗等の掲揚が業務とされている場合もございます。自治体によって対応は様々でございます。

以上です。

**増田議長** 藤井本浩議員。

**藤井本議員** 対応は様々というより、やっぱりこの辺きちっと、1990年代終わりか。法律でも国歌また国旗の法律もできたわけですね。今、何遍も言いますけど、警察とか消防のほうではそういう規定もつくられていると。この辺、本当にご検討いただけたらというふうに思います。

次、副市長、お答えいただけたらありがたいと思います。今の話を聞いてもらったように、子どもらは、文科省の指導によって、いろんなところで国旗というのを見ている。各学校も統一してやっている。葛城市の施設、今初めてぱつと言うことですが、これが決まっていけない。立ててるとこも立ってないところもある。子どもらが社会に出てから、今まで習ってきたことと違うなというところになるわけですが、この辺についての市としての今の考え、どんなんでもいいです。今後についてでも結構ですから、私は、ここは石を投げたいなというふうに思っておりますので、答弁を求めます。

**増田議長** 東副市長。

**東 副市長** 東でございます。ただいまの藤井本議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

先ほどから、うちの部長の答弁にもありましたように、法令上、国や地方公共団体に常時掲揚というものは、義務づけられる規定というものはございません。そのため、本市といたしましては、公式行事等、機会を捉えて掲揚を行わせていただいております。常時掲揚につきましては、市民皆様の多様なご意見も踏まえながら、慎重に検討をしております。

以上でございます。

**増田議長** 藤井本浩議員。

**藤井本議員** もう20分になりましたから、もう少しして次に入りますけども、もう答えは結構です。

やはり水道、阿古市長が葛城市は単独で経営していこうと。奈良県下一体になったにもかかわらず、こういう決断をされました。私、その中で、水道に対する思いというのが、やっぱり国旗を掲揚しているところに何らかの形で表れてると思いますよ。性根が入ってるというてええのか、強い気持ちがそこに私は表れてると思う。これは継続していただきたいなと思います。

全てにというわけにはいかないだろうけども、できるだけそういう方向で、また、歴史博物館、ここは、歴史博物館というのは歴史のある場所ですね。飯豊天皇というのが女性の天皇として、歴代外、歴代というのはつかないですけども、ここが執務をされた、その写真にあるところが宮であって、日本を一時的には統一されたところでもあるわけですね。その

後、一般企業にあの地域が売却された後、もう一度、市民がこの土地というのを大事にしていこうということで歴史博物館を建設をされました。その前にもあるわけです。そういった思い、日本というものを、いろんな考え方がございます。感謝とか、誇りとか、いろんな思いというのもございます。今、日本人がぶち当たってるところにも関係するところだと思いますので、やはり原点、立ててるところと立ててないところがある。これは何でやねんというところを、市長、答弁結構ですから、いま一度、お考えをいただきますことをお願いして、次に進みたいというふうに思います。

次は、私は令和5年の第1回から、もう今回で6回目になります。JR大和新庄駅にトイレがないということを再三申し上げてまいりました。3年前ですから、そのときも奈良県内でトイレのない駅ございましたけども、具体的に言うと、金橋の駅なんかはそのときはなかったですけど、それ以降、やっぱり市民の声とかを大事にされて、駐輪場にトイレを設置をされたということで、私はなぜかしら、これ、第1回の3月議会で絶対に言ってるんですよ。それはなぜかという、やはりその需要、寒いというところの需要と、先ほどから子どもさんらの話が出てますけども、やっぱり受験シーズンを迎えるというふうなことで、これも前から言ってますけども、この時期に私のところにそういったお話というのがよく来るわけです。

本当にもうすぐ始まる選抜高校野球、智弁学園出ますけども、智弁学園に通うのも、JR大和新庄駅から葛城市の子どもたちが乗っていくわけですよ。そういった中で、全くトイレがないということについて、やはり私は、これはとことん話をしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。今から約20分ぐらい、この話でいきたいと思います。

まず、市民の方もあまり存じておられないであろうかと思えます。再度聞きますけど、これはもう以前にも言ってますけど、JR大和新庄駅の駅舎、今までの質問の中で、これは所有権は葛城市にあるんだ。所有は葛城市がしてるんだということですけども、それについて変わりはないでしょうか。

**増田議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 都市整備部の安川です。よろしく願いします。

JR大和新庄駅の駅舎につきましては、平成16年3月31日に、JR西日本株式会社と当時の新庄町との間で建物無償譲渡契約を締結しており、現在は葛城市の所有とする建物となっております。

**増田議長** 藤井本浩議員。

**藤井本議員** これも何度も話をしてますけども、葛城市がもう今所有している建物、駅舎というのはなってるわけですよ。そこに令和2年までJRは古いトイレがございました。しかし、このローカル線については、駅舎とかトイレとかいうことについては地方自治体に任せるということになって、トイレがなくなりました。そこから今回のこのお話になっているところでございますけども、今回5回、何遍も言いますけど、同じことを言うてきました。今となれば、県内でJRの駅たくさんございますけども、トイレを設置されていない、駅の中にあるトイレも駅前トイレも一緒に、ここを分離しないでください。利用するという意味でお答

えください。県内で設置されてないのは、JR大和新庄駅とあともう一つの駅、2つになったわけです。こういった中で困っている声、これは私のところへはたくさん来るし、いろんな方からも言われる。新聞にも載りました。こういった声というのは届いていないんでしょうか。お答えください。

**増田議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 現時点におきまして、市役所の窓口等に対して直接利用者や近隣住民の方々から、また、地元区からの要望や苦情が寄せられているという状況ではございません。

**増田議長** 藤井本浩議員。

**藤井本議員** そこなんですけども、5回やってて、今6回目ですけども、どうも合わないのはここなんですよね。新聞社とか、地元じゃないですけども、他の県会議員さんとか、よそのまちの市会議員さんとか、利用するのはこのまちだけの人じゃないですから、降りる人も、ここで働いてる人は、こちらで勤務をされてる方はどこから来られる。そういったところからも声が聞こえてきて、多くの声が聞こえるわけです。今の答えだと、直接近隣住民の方々から要望されていない。私は、要望したという方もおられるので、これを聞いている人は怒らはると思いますよ。これは。今、部長、そのようにお答え、区長さんから聞いてないという意味で捉えておきますけども、しかし、私は、あの建物、葛城市のもんやから、葛城市の所有やから、一度中を見せてくださいよと行って、安川部長と一緒にあの中を見せてもらいに行ったことございます。

そのときに、女子高生でしたかな。でしたよね。3人ぐらいおられて、トイレのことについてお話をすると、非常に困って、テストも、それが受験のテストやったのか、普通の学校のテストやったのかは分からなかったけども、テストに遅れたことあるんですよとゆうてたことを覚えてるでしょう。だから行ったときに直接声は聞いたはずですよ。これが出てこない。かつ、この間、去年ですか、新聞載ったとき、近隣の役員さんの声も聞こえました。こういうことについては、地元要望というより、当然に市がすべきことだというふうに答えてはるわけです。届かない一番の理由は何かという、やはりこれが市の所有であると。また、JRがそのようにしてくださいと。ローカル線の駅舎、またトイレ、その他もろもろについては、もう市町村でお願いしますという声がほかのまちに届いてるわけですけども、葛城市のほうではそれが行き渡っていない。それがこの理由であろうかというふうに思います。

それに続いて申し上げますけども、同じように、JRというのは大和新庄駅だけをそのようにしてるわけじゃないわけです。各市町村、例えば和歌山線だけを例に出しますけども、王寺から香芝、大和高田、葛城、御所、五條と、同じことをJRの側としてお願いとして各市町村に言うてきはった。それで各市町村が、JRさんじゃなくて自治体が、トイレというのを駅の隣接するところに造ったり、また駐輪場に造ったりということでそれを対応してきた。他のまちの方と話をすると、私はもうこれ3年、4年と話をしますから、当然のことやという話でなるんですけども、この件に関しては、阿古市長は、ほかのまちの考え方と違うわけですね。このところはきちっとしていただかないと、阿古市長が言うてはるので

いくと、ほかのまちが間違ってるねんと。ほかのまちはきちっとされてるわけですよ。住民の方、また利用者の方、不便をかけないようにということで、これ、異なる理由、御所とか五條とか香芝とか、香芝なんて中にあるにもかかわらず、多目的トイレを造らんなんということで、新しい市長さんがきれいなトイレを駅の外に造られている。全く差が出てきてるわけですよ。これは何でなんでしょう。どなたかお答えください。他のまちと何でこんな違うのというところ。

**増田議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 他のJR沿線市町におきましては、JRの駅舎シンプル化によりトイレが撤去された駅については、地元要望等により、市の事業として市有地等にトイレを設置されております。本市におきましては、これまで防犯上の課題や管理の問題等様々な課題を考慮した中で、要望が上がってくれば慎重に対応していきたいという姿勢でまいりました。

**増田議長** 藤井本浩議員。

**藤井本議員** やっぱり、どなたかの質問にもあったように、何回かしているうちにちょっとずつ、ちょっとずつですけども、ハンドルが変わっていくと言うていいんか、半歩もいかない、もうほんまのちょっとだけでも進んでるように今の答弁で聞こえました。要望が上がってこない。要望してはりますやん。要望は。だから新聞にもやられて、掲載されて、そういう声というのがあるわけですよ。それが例えばなかったとしても、ほかのまちが皆それにされてるといことは、葛城市民だけが我慢強いとか、そんなん普通考えれない。やはり体調の悪いときもあるし、寒くなれば行きたくなるときもあるし、また衛生上、手を洗いたいときもあるし、葛城市民だけなぜその辛抱をせなあかんのかという、要望がないねん、要望がないねんと。

これも聞いてはるから、しっかりと訴えておきますけども、このままではほんまあかんと思いますよ。葛城市民だけのことを言ってますけども、ここで働いている、先ほど観光の話もございました。観光で降りてトイレがないですって。私が貼ってくださいと言うたら貼ってくれはったんですよ。ないねんから、貼つかないと探さはる時間が大変悪いということで、この駅にはトイレはございませんということを貼っていただいています。これはほんまに私は、葛城市として、市民にも申し訳ないけど、降りられる方にも申し訳ないし、格好悪いというふうに考えております。

その中で、今までの議事録を読んでみると、ちょっとずつは変わってきてるから、それは以前の話やとなるか分からないけども、これはやっぱりJRはJRでやってもらうべきやということでお答えをいただいているときもございます。

そこでお尋ねしますけども、これは通告の中の要旨の中に入れておきましたけども、尺土駅のエレベーターというのは、これは、尺土駅というのは近鉄の建物ですけども、やはり市民の方、また利用者の方、これは市のみならず、高田やいろんなところからご利用されると思いますけども、エレベーターというものを数億円使って市の単独でやられている。大和新庄駅については、ほかのところがされてるにもかかわらず、トイレはやっぱりJRですべきやというようなご答弁をいただいているし、要望がないねんと、これだけの声が上がって、

言われている。お答えとして、尺土駅のエレベーターを設置した。これはこれで私はええことやと思いますよ。何が違うねんということをご所見をいただきたいと思います。

**増田議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 尺土駅舎エレベーターの設置の考え方は、葛城市バリアフリー基本構想において重点整備地区にしているところもあり、駅舎南側の歩道は駅舎の利用者が多く利用しているところから、早急にバリアフリー化を図る必要があったということでございます。駅舎利用者の利便性、安全性の向上を図るためのものでございます。

**増田議長** 藤井本浩議員。

**藤井本議員** そういうお答えになるやろうと思います。そういうお答えをするんだったら、JR大和新庄駅からちょうど市役所まで、これは合併前の旧の新庄町から葛城市になって、その間、何年か、国の補助をもらいながら街路事業として取り組んできたわけですよね。先ほど駅の近くのという話が出てましたけども、當麻駅の話が出てましたけども、街路事業というのは何か。駅前広場を造る。まず第一はそれやと思います。近鉄の新庄駅の駅前広場、JR大和新庄駅の駅前広場を造って、そして道というものを大きくして、生活環境、市街地の形成というものを、安全面とかを含めてやっていくということで、歩いて楽しくなる通りということで街路事業というのをされている。やってきたわけですよ。

もう一つ、街路事業の役割の中に防災対策ということもここに含まれています。防災対策で避難所というような文言もこの街路事業の目的の中にございます。これはこれだけであつたら、歩きたくなるまち、防災面から言うていくと、確実にやっぱりこの地域にトイレは私は必要やと思うねんけども、思うんですけども、どうなんでしょう。通告してないから答えられないかな。答えとして、バリアフリー化の重点ということで尺土はエレベーターをつけたというんでしょう。JR大和新庄駅も街路事業ということで開発してきたわけやと。歩きたくなるまち。でもトイレもなかったら歩きたくならない。その中で防災機能も高めるといのが街路事業の中にあるわけですよ。これやったら、やっぱり、バリアフリーでエレベーターをつける。街路事業で、トイレがあつたらいいですよ。でもJRさんがそうやって撤退をするということであれば、建てるべきやと思うけども、これ、外れてはないと思うけど、打合せはしてなかったけど、今、バリアフリーが出てきたので、こっちは街路事業ですよということをお伝えする意味でご答弁いただきたいと思います。

**増田議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 街路事業について、JR周辺地区の話と近鉄駅前の周辺の整備事業についての違いというところがございますが、尺土の駅前周辺整備事業については、バリアフリー法の法的根拠がしっかりしているというところと、制度が明確であるというところについて、優先度が高いと言いますが、そういうところもあつての話ということの答弁とさせていただきたいと思います。

**増田議長** 藤井本浩議員。

**藤井本議員** 答弁残りますからね、注意しておいたほうがええと思いますよ。だからバリアフリー法のほうが優先すると、街路事業のほうについては後回しになりますというように聞こえるけ

ども、そうじゃないと思いますよ。やっぱり、これは、安川部長、申し訳ない。打合せのときに言うてないから。バリアフリーが出たので、こちらは街路事業ですよということで、ここはやっぱり検討していただきたいとこなんです。そういう意味合いで、駅前広場もちゃんと整理して、防災というところ辺もつなげていかなあかんというのが街路事業であるわけですよ。この辺はやっぱりご検討いただいて、今言うたからいうてすぐに変更になると思ってませんよ。でも、バリアフリーの関係で尺土にエレベーターをつけたように、やっぱりここはここでお考えをいただかないと、困ってる人というのが多くおられるわけですから、そのところはよろしく願いいたします。

時間どおりちゃんと進んでおりますので、次に入りたいというふうに思います。答えてくれますか。私が指名するわけにいかないから。

**増田議長** 阿古市長。

**阿古市長** この質問も、かなり何年も前からいただいておりますので、答弁的には同じ内容になりますけども、若干認識が違う部分がありましたので、気になっておりましたのが、JRは自治体にトイレを任せるといことはおっしゃっておりません。あの当時、JRは駅舎のトイレをなくしたいんだと。ただ、その代わり、事業者としてトイレを設置した列車を走らしますのです、トイレをなくしたいという、これは民間企業としての判断の中でトイレをなくされて、その当時、自治体、じゃあ、トイレ任せますのですという話には全くなっていないということでございます。

いろいろハードルがあると言いましたけども、基本的な考え方というのは、これは多分どこの自治体も同じやと思いますけども、整理はされてると思うんですけども、税金で民間企業のトイレを造れるのかということなんです。ですので、民間企業のトイレを税金で造るといことであれば、全ての企業に対してそのような形になると。ですので、駅舎の近くにトイレを設置されてるのは、これ分かりませんが、部長の答弁の中で、市の市有地であるという話ありましたけども、市の公衆便所を造られてるということ。これは何回も申し上げております。ですので、クリアすべき話として、これがクリアできましたら設置できますよという話は幾度となくさせていただきます。

その中でハードルがあります。公衆トイレを設置するに当たってのハードルを申し上げているところであります。例えば、衛生管理の問題である。それと治安の問題である。安全性の問題である。ということは、公衆トイレを設置するに当たっては、地元のコンセンサスがとれるか、とれないか。地元が、公衆トイレが欲しいとおっしゃるのか、要らないとおっしゃるのか。その辺が一番の課題になるということでございます。ですので、一貫して答弁で申し上げているハードルというのはまさにそれで、それさえクリアできれば、公衆トイレが設置できますよ。それがたまたま駅に近いところであるということであるというだけの話でございます。

民間企業の、例えばこれがJRだけではなく、近鉄もあります。奈良交通もあります。いろんなところで公共交通というのはありますけども、そのトイレを税金で造るのかという話には全くならないというところでもあります。これが根本的な行政としての判断ですので、

各自治体でもその辺の精査をされて、駅舎に近いところにトイレを造られてるというのは、まさにそういう理屈なのかなというように理解をしておるところでございます。ですので、公衆トイレ設置に当たりましては、このハードルをクリアしたら、造りませんとは言っていないですよ。これをクリアできるのであれば設置はできますという話を幾度となくさせていただいてるという具合に理解をしております。

以上でございます。

**増田議長** 藤井本浩議員。

**藤井本議員** 次に行きたかったんですけども、市長の答弁がございましたので、だから、そのニュアンスの受け方ですよ。令和2年に、JRとは私は話を何回もしましたけども、トイレ事業から撤退をさせていただきますといった時点での捉え方が、阿古市長とほかのまちの長とは違ったと。トイレ事業から、ここなんていうのは、1時間か1時間半に1本しかないんですよ。それをずっと待たなあかんという、そういった中で、普通に、一般的に考えて、常識で考えて、やはり要るものは要るというところで、お隣の御所市なんかはJRの駅を4つお持ちですけども、全てに、今言わはった、阿古市長は話を変えて駅前トイレというふうに、私は駅前トイレでも駅のトイレでも、どちらでも一緒です。自転車置場でも一緒。駅前自転車置場というてんのも、何々駅自転車置場というのも一緒で、ここは、ただ、ちょっと今までよりは、ほんまの何センチぐらいは進んだのであろうかなというふうに思っておりますので、引き続きこれについては取り組んでいきたいと思います。

次に、12月議会でもお話をさせていただきました。おひさま堆肥、いわゆる生ごみの堆肥化施設移転で、移転するに際して、その所有大字とは話ができていたけども、隣接する、ほんまの近く、1メートル、2メートルしか離れていない地域との話ができていなくて、そこが今反対の運動をされているということで、反対の看板も立てられて、何とかしなければならないというところで12月にご質問をさせていただきました。

その中で、その後の動きというものについて質問させていただきたいと思います。3か月前、12月議会では、話をしなかったことについてはおわびを申し上げるとしながらも、今後、前向いて協定書締結に向けて努力するという答弁をいただいておりますけども、その締結についてどのようになっているのかという、進捗がどうなっているのかということをまず質問させていただきます。

**増田議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** 市民生活部の西川でございます。よろしく願いをいたします。

昨年10月より新堆肥場の稼働をさせていただき、約5か月が経過をしております。この間、運用していく中で、以前との立地条件の違いもあり、幾つかの改善点も必要となってきました。月3回、堆肥をかき混ぜる作業の際、平岡区の役員の方に立会いをしていただいております。毎回現場で協議をさせていただき、改善に向けて取り組んでいるところでございます。これらをご理解いただいた上での協定書の締結となることから、現時点での締結には至っておりません。

**増田議長** 藤井本浩議員。

**藤井本議員** やはり市政というのはいろいろ、ええときも悪いときもあります。山あり谷ありやろうと思います。これ、やっぱりトラブっちゃったわけですね。トラブっちゃったわけというのは、やっぱり原因と結果があるわけです。それを踏まえて、これからちゃんとやっていこうということで協定書を結ぶんだと。これはええことやと思います。12月から3か月間たちました。この間、市長、何回行かれたでしょうか。

**増田議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** それ以降は、市のほうと協議はさせていただいております。

**増田議長** 藤井本浩議員。

**藤井本議員** やっぱり前のときも、私、あの当時、奥本議長やったかな。市長もやっぱり問題があるところへは行かなあかんということを言われて、市長が行かれた。行こうと思ったはったんか、議会から議長から言われて行かはったのか。これは別にして、やっぱり足運ばないと、そういう問題のあるところは前へ進まないじゃないですか。12月は、もっと市長熱くなってくださいと、しっかりと解決に向けて頑張ってくださいということを申し上げたけども、行っていない。市職員さんは行っておられるということは今ご答弁でいただきました。

どういう協定書、努力される協定書、これをどのように考えられているのか。地元の訴えとか、ここのがなかなか今うまくいかないねんとか、いろいろ話合いの中で担当者が行ってるということですけども、協定書の今の問題になっているところとか、どこまでいってるといふところ辺、お話しできるところでご説明ください。

**増田議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** 協定書の内容でございますが、令和7年10月3日の説明会におきまして、30項目からなる要望が提出をされ、令和7年11月12日付で回答書をお渡しをしております。その回答書が基本的な協定書の内容となります。主な内容といたしましては、臭気、害虫、鳥獣害等でございます。

**増田議長** 藤井本浩議員。

**藤井本議員** 主な内容として、臭気とか鳥獣害、そういったところでございますというお答えをいただきましたけども、ここが今まだ解決できていないといふところなんでしょうね。何か、私はここに今、一生懸命になってますけども、やはりあそこに看板を立てられて、公園の近くで立てられているといふところ辺、やっぱり早く解決せなあかんということに、これも一生懸命になりたいといふふうに思います。市の立場も分かります。また、暮らしに直結することですから、地元の方のご意見といふのも私は聞かなければならないといふふうに思っております。

話はずれるんですけども、生ごみの堆肥化施設をつくる。これって何の法律に基づいて、法律なのか、規定なのか。法律ですね。基づいてやられている事業であり、建物なのでしょうか。

**増田議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** 生ごみ堆肥化事業の主要な法律根拠は、複数の環境農業関連法にまたがっております。中心となりますのが廃棄物処理法、食品リサイクル法になります。廃棄物処理法では

生ごみは一般廃棄物に分類され、生ごみの収集、運搬、処分、再利用を含む、は市町村の責務となっております。

**増田議長** 藤井本浩議員。

**藤井本議員** この話、ずっと私は深く入ってまいりました。非常に難しい問題やと私も思ってるんです。というのは、おひさま堆肥、生ごみを堆肥化するというこの事業、奈良県でどこもやってないわけですね。やってないわけですね。これは12月にお答えをいただいている。非常に難しいものやというふうに思います。それを葛城市がやっていくというのは、これは立派に私は成し遂げていただきたい。この気持ちは、また全国にでも広げていくような、見本となるような形でやっていきたい。しかし、いざ地元で問題があるということについては、これはやっぱりよくないですね。だから、ほかのまちは、私はやらないのであろうなというふうに考えております。そこはやっぱり市当局も反省をしながら、両方がうまくいくようにということで頑張っていたきたいわけですが、基本となるのは、やはり一般廃棄物処理法から出発しているということですよ。これがやはり地元の考え方、いろいろ一般廃棄物処理法というのは、聞くと、基づくということになると、やっぱりいろんな思いというものがございます。その中で一般廃棄物処理法の基本となるのは、やるところを建物の中です、覆うというのが基本になろうかと思えます。

もう時間がないので、もう答えは結構ですけども、これから話をされる中で、ほんまに一般廃棄物処理法から基づいてると、出発してると、それがリサイクル法のやることをやってるんだというところを念頭に置きながら、必死になって解決に向けて、私も協力をさせていただきたいと思えます。どういう方法でというのは分からないですけども。

私がここで、もう時間がないですけども、これに何で一生懸命になるかということについて2点申し上げたいと思えます。1点は、去年の3月の議会の予算委員会の中で初めて出てきて、私は激怒いたしました。予算委員会も中断して、厚生文教常任委員会を開いてもらったぐらいです。そのときなぜ怒ったかと言ったかという、やはりここには、この公園には火葬場、また墓地、これを造るときに非常に先人たちというのがご苦労されています。そのことを分かった上で、また、その地域の方が協力をされている。そういうことを分かった上でやらないと駄目ですよということを申し上げました。これが1点目です。

私も自分で言いながらどうなのかなということで、当時の足高町長の広報なんかも、今コピー持ってますけども、それを読みました。足高町長の最後のこれが、足高晋さんという方ですけども、最後の事業です。なかなか火葬場とかはできないんですよ。そのために一生懸命に何回もその地域に足を運ばれた。寺口や平岡、山口、足を何回も何回も運んでできた。昭和63年でしたか、それを完成させて、ようやく念願の、皆様のご協力を得て、退任をされたということで、命がけでされた部分、こういうことがございます。だから私自身、このことに一生懸命になってるのが1点目です。

2点目です。これの問題化をされているのは平岡地区ですね。私、以前に、人口減少している地域の対応についてということで一般質問させていただいたことがございました。平岡地域というのは、葛城市44か大字ある中で、人口の減少率が一番高いところです。ここ

で人口の減少が一番高いというところについて、これをどうするかというふうに質問したところ、市長も同じ考え方で、今後、いろんなことについて地元の方と一緒に話をしていきたいと答えているにもかかわらず、こうなってるということが私にとっては納得ができていない。ここはもう一回腹に落とし込んで、しっかりとやっていただきたいと思います。平岡という地域は葛城市に1つしかない水車のあったところ、今止まっていますけども、水車もあるところじゃないですか。そういうふうにしてまちづくりをやっていこうというところに来たわけです。このところはもっとしっかりと受け止めて、これから交渉に当たっていただきたいと思います。

それと、もう時間が時間ですので、市長にお願いしたいと思います。市長は、駅のトイレの話では、住民からの要望については、出てきたら聞くけども、出てないねん。出てないからできないねん。住民の声というものを大事にしますよというのを駅のトイレでおっしゃっている。片や、この生ごみ処理施設、住民の声は、こうやってくれ、ああやってくれと。何で話もせず、これは相反することやと思います。いろんなこと言いますけども、真面目にやってこられた阿古市政、これは言ってることがどう聞こえるか分からないけども、駅のトイレとこれについて、私は真逆やと思いますよ。もうお答えいただかないけども、こういうこともよく検討、ご自身、腹に落とし込んで、これから解決すべきところ、私は後ろの2点、お願いをしておきたいというふうに思います。

一般質問、今申し上げた2点とも、引き続き、またこれから議論をしていくつもりでございますけども、先ほど奥本議員からもございました。私も今回、この3月をもって定年される高垣企画部長、安川都市整備部長、米田議会事務局長、本当にご苦労さまでした。私は合併前から議員をさせてもらってるので、皆さん方、本当に若いときから長くお付き合いをさせていただいて、いろんなことを申し上げ、今となっては言い過ぎた部分もあったのかなという部分については、ぜひお許しをいただきたいと思います。

葛城市、いろんなことを申し上げています。私は高いレベルの話をしてると思いますよ。だから、よそのまちから言うと、葛城市はいいんだということで、こういうまちをつくらせていただいたのも職員の皆様方で、60というのはまだまだ若いんで、これから後輩指導に当たられる方、また、一市民となってこれから葛城市をしっかりと見守っていただくようお願いしたいと思います。

こうして大きな声を上げたときもございましたけども、議論をさせていただいたということに感謝を申し上げて、私の一般質問、また、退職される部長にお礼を申し上げ、終わりたいと思います。ありがとうございました。

**増田議長** 藤井本浩議員の発言を終結いたします。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は3月27日午前10時から再開をいたしますので、午前9時30分にご参集願います。

なお、11日から24日までの間、各常任委員会、予算特別委員会、議会改革特別委員会がそ

れぞれ開催をされます。よろしくお願いを申し上げます。

本日はこれにて散会をいたします。

散 会 午後4時03分